

## 神崎川流域洪水タイムラインについて

西大阪地域水防災連絡協議会では、おおさかタイムライン防災プロジェクトの一環として、神崎川流域を対象とし、洪水時の自治体、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を整理する神崎川流域洪水タイムラインを策定していくこととします。

### タイムライン参画機関（事務局案）

西大阪地域水防災連絡協議会構成員のうち、神崎川流域の防災行動に携わる機関が参画するものとします。また協議会外で、神崎川流域の防災行動に携わる機関も含まれます。

なお神崎川流域の防災行動に携わる機関は、洪水浸水想定区域図（想定最大規模の降雨）で浸水する地域をもとに選定しています。（今後、必要に応じて増やすことも想定しています）

トリガー情報提供機関	<a href="#">大阪管区气象台</a> 、 <a href="#">大阪府（水防本部・災害対策本部）</a>
流域市	<a href="#">大阪市</a> （地元区役所含む）、 <a href="#">豊中市</a> 、 <a href="#">吹田市</a> 、 <a href="#">摂津市</a>
河川・道路管理者	<a href="#">西大阪治水事務所</a> 、 <a href="#">茨木土木事務所</a>
下水道・農林	北部流域下水道事務所、北部農と緑の総合事務所
国の機関	<a href="#">近畿地方整備局</a>
水防団	<a href="#">淀川右岸水防事務組合</a>
消防機関	<a href="#">大阪市消防局</a> 、豊中市消防局、吹田市消防本部、摂津市消防本部
警察機関	<a href="#">西淀川警察署</a> 、 <a href="#">淀川警察署</a> 、 <a href="#">東淀川警察署</a> 、豊中南警察署、吹田警察署、 <a href="#">摂津警察署</a>
ライフライン	<a href="#">関西電力送配電株式会社</a> 、 <a href="#">西日本電信電話株式会社</a> 、 <a href="#">大阪ガス株式会社</a> 、大阪広域水道企業団
運輸事業者	阪神高速道路株式会社、 <a href="#">西日本旅客鉄道株式会社</a> 、 <a href="#">阪急電鉄株式会社</a> 、 <a href="#">阪神電気鉄道株式会社</a> 、大阪府高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)、

※[青字](#)は協議会構成員、[緑字](#)は協議会オブザーバー

※今後各機関と協議の結果、参画機関が減る可能性もあります。

### タイムライン作成の進め方（予定）

本来、タイムライン作成にあたっては各機関が集まってグループワーク方式で行動項目の洗い出しをすることが望ましいのですが、下記の理由により、今回提示する事務局案を各機関でご確認いただき、洪水浸水想定区域図も確認していただきながら修正していくという進め方を予定しています。

<理由>

- ・コロナ禍の状況で多人数が集う場を設けるのは困難であること。
- ・神崎川流域の上流にあたる安威川流域にて昨年度洪水タイムラインが策定されており、先に挙げた参画機関の中で、安威川流域にも参画されている機関では行動項目の洗い出しが一定できていること。

☆参考：大阪府 洪水浸水想定区域図（神崎川流域のものをご確認ください）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozuishinso.html>

大阪府 洪水リスク表示図 <http://www.river.pref.osaka.jp/>

<スケジュール>

R2.12.15	水防災連絡協議会行政 WG にて、事務局案を提示。
R3.3.1	行政 WG での意見を反映した修正事務局案にて、タイムライン参画機関のうち水防災連絡協議会（本協議会）構成員へ意見照会。
R3.3～	水防災連絡協議会外機関に事務局案の内容確認を依頼。
R3.4.26	水防災連絡協議会行政 WG にて、修正案の提示。
<b>R3.5</b>	<b><u>水防災連絡協議会にて、4月のWGで報告した修正案の提示。</u></b>
R3.夏頃	神崎川流域洪水タイムライン（案）作成。 関係機関へ最終確認依頼及び運用方法の周知
R3.秋頃～	神崎川流域洪水タイムライン 運用開始

**神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）**

神崎川流域と安威川流域は一体のものであるため、神崎川流域の洪水時には安威川の場合と同様の行動の流れになる箇所が多く存在すると考えられます。そこで今回の事務局案は、地名など一部の記載を除き、安威川流域洪水タイムラインを引用し作成しました。

<タイムラインの想定条件>

**○平成 30 年台風第 21 号を超える水位が予想される洪水**

- 台風と前線の影響により、記録的な大雨とそれに伴う浸水被害が発生したという想定。（平成 30 年台風第 21 号のような記録的な高潮の発生ではなく、あくまで大雨による浸水被害の想定）
- 平成 30 年台風第 21 号は、神崎川流域において近年で最も水位が上昇した災害であるが、河川の氾濫には至っていない。本タイムラインでは氾濫が発生することも想定する。

★タイムラインは氾濫発生を 0 時（ゼロアワー）とし、それ以前の各機関に取っていただくべきタイムスケジュールとその行動を洗い出すことを主目的としているものです。よって、降雨量や氾濫発生までの時間、それらによって引き起こされる被害状況が多少異なっても、トリガーとなる事象の発生時に取るべき行動が変わることはないと考えており、具体的な降雨は設定していません。

※留意点

安威川流域洪水タイムラインに不参画の機関の欄については、同業種の欄の記載を参考に修正していただけるよう、下表のとおり仮に引用しています。

防災関係機関	引用元機関
220 豊中市	230 吹田市
710 大阪市消防局 720 豊中市消防局	730 吹田市消防本部
810 西淀川警察署 820 淀川警察署 830 東淀川警察署 840 豊中南警察署	850 吹田警察署
1010 阪神高速道路株式会社	（安威川流域にのみ参画） 西日本高速道路株式会社
1040 阪神電気鉄道株式会社 1050 大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)	1030 阪急電鉄株式会社

☆参考：安威川流域洪水タイムライン <http://www.pref.osaka.lg.jp/ibarakidoboku/bosai/ibadotimeline.html>

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)				
リードタイム		日常	-72h~	-48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~			
警戒レベル					警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5			
立ち上げ/移行トリガー					台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生			
神崎川（三国）水位						OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位		氾濫			
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目												
100 トリガー 情報提供	110 気象台	111 台風情報		1. 台風進路予報の発表	2. 台風説明会開催の準備	3. 台風進路予報発表 4. 台風説明会の開催	5. 台風進路予報発表	6. 台風進路予報発表	7. 台風進路予報発表				8. 台風進路予報発表		
		112 気象情報	早期注意情報（警戒級の可能性）	大阪府気象情報				1. 強風注意報の発表	2. 大雨・洪水注意報の発表	3. 大雨（浸水害・土砂災害）・洪水・暴風警報の発表			4. 記録的短時間大雨情報の発表 5. 土砂災害警戒情報の発表	6. 大雨（土砂災害・浸水害）特別警報の発表	
		113 防災対応の支援								1. リエゾン派遣（大阪府） 2. ホットライン対応 3. 氾濫注意情報発表の準備（大阪府との協議）	4. 氾濫注意情報の発表（大阪府と共同発表） 5. 氾濫警戒情報発表の準備（大阪府との協議）	2. ホットライン対応 6. 氾濫警戒情報の発表（大阪府と共同発表） 7. 氾濫危険情報発表の準備（大阪府との協議）	8. 氾濫危険情報の発表（大阪府と共同発表） 9. 土砂災害警戒情報の発表（大阪府と共同発表）	2. ホットライン対応 9. 氾濫発生情報発表の準備（大阪府との協議） 10. 氾濫発生情報の発表（大阪府と共同発表）	
	120 大阪府水防本部	121 河川水位									1. 氾濫注意情報発表の準備（気象台との協議）	2. 氾濫注意情報の発表（気象台と共同発表） 3. 氾濫警戒情報発表の準備（気象台との協議）	4. 氾濫警戒情報の発表（気象台と共同発表） 5. 土砂災害警戒情報の発表（気象台と共同発表） 6. 氾濫危険情報発表の準備（気象台との協議）	7. 氾濫危険情報の発表（気象台と共同発表）	8. 氾濫発生情報発表の準備（気象台との協議） 9. 氾濫発生情報の発表（気象台と共同発表）
		122 水防活動の支援	1. 防災啓発の実施 2. 水害対応の準備	3. 関係機関への連絡体制の確認			※台風説明会へ出席 4. 水防体制の確認 5. 水位・雨量等の監視 6. 台風情報の周知		7. 水防体制の確立	8. 水防体制の拡大	9. 洪水対策施設操作の指示（水門・排水機場）			10. 被災箇所への緊急措置 11. TEC-FORCE支援調整	
	130 大阪府災害対策本部	131 防災対応の支援	1. 防災啓発の実施	2. 防災・危機管理指令部会議 3. 関係機関へ台風関係情報発信 4. 府民に対する注意喚起（おおさか防災ネット・ツイッター）	5. 関係機関へ台風関係情報発信 6. 市町村、防災機関、ライプラインの対応状況の確認	7. 台風説明会の開催周知・出席 8. 災害警戒本部会議 9. 知事メッセージの発信	10. 市町村、防災機関、ライプラインの対応状況の確認 11. 台風説明会の開催周知・出席 12. 災害警戒本部会議 13. 災害モード宣言の発信 14. 災害対策本部設置	15. 災害モード宣言の周知	16. リエゾン派遣要請（関係機関） 17. リエゾン派遣準備（市町村）	18. 移動基地局の準備	19. 被害情報の収集開始	20. 災害救助法適用に向けた準備	21. 被害状況の把握 22. 防災関係機関への応援要請		

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)	
リードタイム	日常	-72h~	-48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~	
警戒レベル				警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5	
立ち上げ/移行トリガー				台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生	
神崎川（三国）水位						OP+2.00m (高潮区域水防警報 【準備】発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫	
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目									
200 流域市	210 大阪市 (地元区役所含む) 地元区:東淀川区、淀川区、西淀川区	【大阪市独自】 移行トリガー						[-4h] 避難判断相当水位 (4.8m) に到達見込み、かつ水位上昇見込み [-3h] 氾濫危険水位 (5.0m) に到達見込み	・避難判断相当水位 (4.8m) に到達し、さらに上昇見込み		[-1h] 危険水位 (5.0m) に到達したとき [-0.5h] 氾濫相当水位 (5.6m) に到達、堤防決壊の恐れ	
		211 防災体制の構築	1. 動員・組織体制の整備・周知・確認 2. 避難勧告等実施要領の整備・周知・確認		3. 各部署・区役所等対応確認 4. 体制検討・決定<(区) 警戒体制検討会議>	5. 4号動員参集準備 6. 自主避難所開設予定連絡(区役所⇒予定職員、自主防災組織)	7. 災害時避難所開設予定連絡(関係区役所⇒3号動員職員)	8. 【警報発表】情報連絡体制:職員若干名(関係部局・区役所) [-4h:河川水位上昇で警戒レベル3(高齢者等避難)の見込み] 9. 災害対策警戒本部設置 10. 3号動員招集:職員初期活動要員(関係部局)、避難所開設のため:職員初期活動要員(区役所) [-3h:河川水位上昇で警戒レベル4(避難勧告)の見込み] 11. 災害対策本部設置準備 12. 2号動員招集:所属長・指定職員(関係部局・区役所)	【河川水位上昇で警戒レベル4(避難指示)の見込み】 12. 2号動員体制(継続) 13. ホットラインの受信(西大阪治水から)	12. 2号動員体制(継続) 13. ホットラインの受信(西大阪治水から)	12. 2号動員体制(継続) 13. ホットラインの受信(西大阪治水から)	13. ホットラインの受信(西大阪治水から) 14. 1号動員招集・体制開始:全職員
		212 情報収集・共有	1. 気象(台風)情報確認	1. 気象(台風)情報確認	1. 気象(台風)情報確認 2. 台風説明会参加⇒庁内情報共有	1. 気象(台風)情報確認 3. 災害モード宣言発令に伴う庁内周知	1. 気象(台風)情報確認 4. 暴風圏域予測確認(自主避難受入れのため)	1. 気象(台風)情報確認 4. 暴風圏域予測確認 5. 防災情報システムによる緊急通知(危機管理室⇒区役所) 6. 河川水位・気象情報確認・共有(避難所開設、受入れのため)	1. 気象(台風)情報確認 4. 暴風圏域予測確認 5. 防災情報システムによる緊急通知(危機管理室⇒関係部局・区役所) 6. 河川水位・気象情報確認・共有	1. 気象(台風)情報確認 4. 暴風圏域予測確認 6. 河川水位・気象情報確認・共有	1. 気象(台風)情報確認 5. 防災情報システムによる緊急通知(危機管理室⇒関係部局・区役所) 6. 河川水位・気象情報確認・共有	1. 気象(台風)情報確認 5. 防災情報システムによる緊急通知(危機管理室⇒全所属) 7. 堤防破壊情報伝達
		213 判断・意思決定						1. 警報発表に合わせて、動員体制(情報連絡体制)を通知(関係部局・区役所) 2. [-4h] 河川水位上昇で警戒レベル3(高齢者等避難)の見込みに合わせて、動員体制(3号動員体制)を通知(関係部局・区役所) 3. [-3h] 河川水位上昇で警戒レベル4(避難勧告)の見込みに合わせて、動員体制(2号動員体制)を通知(関係部局・区役所)	4. 【避難情報発令】 【警戒レベル3】避難準備・高齢者避難開始(判断条件:水位)		5. 【避難情報発令】 【警戒レベル4】避難勧告(判断条件:水位) 6. 【避難情報発令】 【警戒レベル4】避難指示(判断条件:水位)	7. 【避難情報発令】 【警戒レベル5】災害発生(破壊・越水)



神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)		
リードタイム	日常	-72h~	-48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~		
警戒レベル				警戒レベル 1		警戒レベル 2	警戒レベル 3			警戒レベル 4	警戒レベル 5		
立ち上げ/移行トリガー				台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生		
神崎川（三国）水位						OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫		
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目										
200 流域市	220 豊中市	221 防災体制の構築			1.体制の検討 2.風水害担当課長会議の開催 3.警戒体制の決定 4.職員参集体制の決定	5.風水害警戒体制の設置 6.風水害対策本部の設置（自主 避難所開設の場合）	6.風水害対策本部の設置 （自主避難所開設の場合）	7.風水害対策本部、災害対策本部の設置	7.風水害対策本部、災 害対策本部の設置	7.風水害対策本部、 災害対策本部の設置	7.風水害対策本部、 災害対策本部の設置	7.風水害対策本部、 災害対策本部の設置	
		222 情報収集・共有			1.気象情報確認 2.システムなどの活用による情 報収集 3.洪水ハザードマップの確認 4.情報収集担当者の確認（選 任）	5.気象情報確認	5.気象情報確認 6.河川水位の監視	5.気象情報確認 7.河川情報確認	7.河川情報確認	7.河川情報確認 8.ホットライン受信	7.河川情報確認 8.ホットライン受信	7.河川情報確認 8.ホットライン受信 9.被害状況報道発表 に向けての情報収集	
		223 判断・意思決定								1.避難準備・高齢者等 避難開始発令の判断	2.避難勧告の発令の 判断	3.避難指示（緊急） の発令の判断	
		224 避難情報の提供			1.伝達先の整理	2.情報伝達方法の検討 3.情報伝達方法の選択 4.伝達内容の整理 5.各避難所情報発令時期の決定	6.情報伝達 7.広報車、防災行政無線の 準備	6.情報伝達 8.他市との連携（緊急速報メールの発 信）	9.自主防災組織へ伝達	10.避難準備・高齢者 等避難開始の発令 11.広報車による避難 情報の広報 12.防災行政無線、緊 急速報メール等によ る情報伝達	13.避難勧告の発令 14.避難指示（緊急） の発令 11.広報車による避難 情報の広報 12.防災行政無線、緊 急速報メール等によ る情報伝達	11.広報車による避難 情報の広報 12.防災行政無線、緊 急速報メール等によ る情報伝達	
		225 避難所の運営			1.避難場所の検討	2.自主防災組織へ連絡 3.避難所管理者等へ連絡 4.避難所開設に対する職員の準 備 5.開設避難所の決定 6.避難所開設準備（職員配置	7.自主避難者の受入れ	7.自主避難者受入れ 8.避難所周辺自主防災組織などへの連絡	9.避難所開設				
		226 現場対応		1.通常通りの業務をこな す	2.市民からの土のうの要請⇒緊 急当番業者へ連絡	2.市民からの土のうの要請⇒緊 急当番業者へ連絡 3.工事現場の工事看板等の固 定、片付け 4.浸水被害の起きやすい場所を 事前パトロール、雨水樹等の清 掃を行う	2.市民からの土のうの要請⇒緊 急当番業者へ連絡	2.市民からの土のうの要請⇒緊急当番業 者へ連絡 5.2班体制をとっており、担当班が現場 へ直行し対応する 6.重機が必要となる場合もあるので、緊 急業者を待機させる					6.重機が必要となる 場合もあるので、緊 急業者を待機させる 7.1班で対応できな くなるので、2班 （全員）体制となる
		227 洪水対策施設操 作		1.水路の樋門が開閉でき るかどうか確認する	2.水路の樋門が開閉できるかど うか確認する	2.水路の樋門が開閉できるかど うか確認する	2.水路の樋門が開閉できるかど うか確認する	3.大阪府HPで神崎川の水位を確認し、 必要があれば開閉操作を行う					4.大阪府HPで神崎 川の水位を確認し、 必要があれば開閉操 作を行う

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)		
リードタイム		日常	-72h~	-48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~	
警戒レベル					警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3				警戒レベル4	警戒レベル5	
立ち上げ/移行トリガー				台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生		
神崎川（三国）水位						OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫		
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目										
200 流域市	230 吹田市	231 防災体制の構築		1.危機管理対策会議の開催 2.人員体制の検討	1.危機管理対策会議の開催又は災害警戒本部の設置（自主避難所開設の場合）	5.災害警戒本部の設置	6.災害警戒本部又は災害対策本部の設置	6.災害警戒本部又は災害対策本部の設置	6.災害警戒本部又は災害対策本部の設置	6.災害警戒本部又は災害対策本部の設置	6.災害警戒本部又は災害対策本部の設置	7.災害対策本部の設置	
		232 情報収集・共有		1.気象情報確認 2.河川情報確認 3.全職員へ情報提供 4.洪水ハザードマップの確認	1.気象情報確認 2.河川情報確認 3.全職員へ情報提供 4.洪水ハザードマップの確認	1.気象情報確認 2.河川情報確認 4.洪水ハザードマップの確認	1.気象情報確認 2.河川情報確認 4.洪水ハザードマップの確認	1.気象情報確認 2.河川情報確認 4.洪水ハザードマップの確認	1.気象情報確認 2.河川情報確認 5.システムなどの活用による情報収集・共有	1.気象情報確認 2.河川情報確認 6.ポットライン受信	1.気象情報確認 2.河川情報確認 6.ポットライン受信	1.気象情報確認 2.河川情報確認 6.ポットライン受信 9.被害状況報道発表に向けての情報収集	
		233 判断・意思決定						1.避難準備・高齢者等避難開始発令の検討	2.避難準備・高齢者等避難開始発令の判断 3.避難勧告の発令の検討	4.避難勧告の発令の判断	5.避難指示（緊急）の発令の検討	6.避難指示（緊急）の発令の判断	
		234 避難情報の提供		1.伝達先の整理 2.伝達方法の検討 3.伝達内容の整理	4.広報車、防災行政無線、緊急速報メール等の準備	5.広報車、防災行政無線、緊急速報メール等で情報発信 6.自主避難所開設情報 7.要援護者への情報提供	5.広報車、防災行政無線、緊急速報メール等で情報発信 6.自主避難所開設情報 7.要援護者への情報提供	5.広報車、防災行政無線、緊急速報メール等で情報発信 8.避難準備・高齢者等避難開始の発令	5.広報車、防災行政無線、緊急速報メール等で情報発信 9.避難勧告の発令	6.広報車、防災行政無線、緊急速報メール等で情報発信	5.広報車、防災行政無線、緊急速報メール等で情報発信	10.避難指示（緊急）の発令 5.広報車、防災行政無線、緊急速報メール等で情報発信	
		235 避難所の運営		1.開設施設分の備品等の準備 2.自主避難所開設検討	3.自主避難所開設場決定 4.自治会、自主防へ連絡 5.避難所管理者等へ連絡	4.自治会、自主防へ連絡 5.避難所管理者等へ連絡 6.開設施設分の備品等の配備		7.自主避難所開設準備（緊急防災要員対応） 8.自主避難者の受入れ	8.自主避難者受入れ 9.避難所開設（指定避難所へ移行） 10.自主避難所閉鎖（避難者0人の施設）				
		236 現場対応		1.通常通りの業務をこなす		2.市民からの土のうの要請⇒緊急当番業者へ連絡	2.市民からの土のうの要請⇒緊急当番業者へ連絡	2.市民からの土のうの要請⇒緊急当番業者へ連絡	2.市民からの土のうの要請⇒緊急当番業者へ連絡	2.市民からの土のうの要請⇒緊急当番業者へ連絡	2.市民からの土のうの要請⇒緊急当番業者へ連絡	2.市民からの土のうの要請⇒緊急当番業者へ連絡	6.重機が必要となる場合もあるので、緊急業者を待機させる 7.1班で対応できなくなるので、2班（全員）体制となる
		237 洪水対策施設操作		1.水路の樋門が開閉できるかどうか確認する		2.水路の樋門が開閉できるかどうか確認する	2.水路の樋門が開閉できるかどうか確認する	2.水路の樋門が開閉できるかどうか確認する	2.水路の樋門が開閉できるかどうか確認する	3.大阪府HPで神崎川の水位を確認し、必要があれば開閉操作を行う			

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)		
リードタイム		日常	-72h~ -48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~		
警戒レベル				警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5		
立ち上げ/移行トリガー				台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生		
神崎川 (三国) 水位						OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫		
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ (ST) における防災行動項目										
200 流域市	240 摂津市	241 防災体制の構築	1.職員への参集基準の周知		2.台風接近に対する備えを各課に依頼	3.臨時部長会の開催に依頼	4.事前配備体制	5.警戒配備体制					
		242 情報収集・共有			1.台風経路の情報収集 雨・風	1.台風経路の情報収集 雨・風	1.台風経路の情報収集 雨・風 2.河川管理者へ水位見込みの助言を求める 3.市民への台風の接近の注意喚起	1.台風経路の情報収集 雨・風 2.河川管理者へ水位見込みの助言を求める 3.市民への台風の接近の注意喚起 4.河川の水位情報の確認	1.台風経路の情報収集 雨・風 2.河川管理者へ水位見込みの助言を求める 3.市民への台風の接近の注意喚起 4.河川の水位情報の確認	1.台風経路の情報収集 雨・風 2.河川管理者へ水位見込みの助言を求める 3.市民への台風の接近の注意喚起 4.河川の水位情報の確認	4.河川水位情報の確認 5.ホットライン受信	4.ホットライン受信	
		243 判断・意思決定									1.避難情報発令の基準の確定 2.災害対策本部の設置 3.避難所職員の参集	4.避難勧告・避難指示の発令判断	
		244 避難情報の提供									1.防災行政無線、エリアメール等による避難準備・高齢者避難開始(水位)情報伝達 2.防災行政無線、エリアメール等による避難指示情報の伝達	2.防災行政無線、エリアメール等による避難勧告(水位)情報伝達 3.防災行政無線、エリアメール等による避難指示情報の伝達	
		245 避難所の運営	1.周辺自治体、ライフライン企業等との調整			2.初期避難班・避難所班への周知	3.公共交通を使った広域避難行動開始 4.自主避難所の開設準備(暴風圏内)	5.徒歩での避難行動開始 6.自主避難所開設(暴風圏内)	7.避難所開設準備(水位)	8.避難所開設(水位)			
		246 現場対応	1.資機材の準備、補充		2.道路側溝、集水溝の清掃 3.発注工事の現場の安全確認・対応 4.初期防災班(現場班)の班員の体制確認	5.土のう要請時の配布 6.車両の燃料給油	5.土のう要請時の配布	7.水路・水位の監視、本部への報告 8.本部との番田水門の開閉状況の確認及び摂津ポンプ場、安威川左岸ポンプ場の稼働の確認 9.現場班の招集、出動、現場待機 10.住民への避難準備のスピーカー放送 11.現状確認(水位、水路の状況、スクリーンのし道、側溝等の排水状況)	7.水路・水位の監視、本部への報告 8.本部との番田水門の開閉状況の確認及び摂津ポンプ場、安威川左岸ポンプ場の稼働の確認 9.現場班の招集、出動、現場待機 10.住民への避難準備のスピーカー放送 11.現状確認(水位、水路の状況、スクリーンのし道、側溝等の排水状況)	7.水路・水位の監視、本部への報告 8.本部との番田水門の開閉状況の確認及び摂津ポンプ場、安威川左岸ポンプ場の稼働の確認 9.現場班の招集、出動、現場待機 10.住民への避難準備のスピーカー放送 11.現状確認(水位、水路の状況、スクリーンのし道、側溝等の排水状況)	7.水路・水位の監視、本部への報告 8.本部との番田水門の開閉状況の確認及び摂津ポンプ場、安威川左岸ポンプ場の稼働の確認 9.現場班の招集、出動、現場待機 10.住民への避難準備のスピーカー放送 11.現状確認(水位、水路の状況、スクリーンのし道、側溝等の排水状況)	12.浸水箇所、被害状況の確認 13.通行止め等の措置	
		247 洪水対策施設操作	1.各施設(スクリーン、ポンプ、ゲート)の現状・動作確認		2.委託業者による各施設確認	3.事前のゲート開門等操作	3.事前のゲート開門等操作	4.逆流防止ゲートの開門・ポンプの稼働、強制排水及び除塵設備のし道回収	4.逆流防止ゲートの開門・ポンプの稼働、強制排水及び除塵設備のし道回収	4.逆流防止ゲートの開門・ポンプの稼働、強制排水及び除塵設備のし道回収	4.逆流防止ゲートの開門・ポンプの稼働、強制排水及び除塵設備のし道回収		



神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)	
リードタイム		日常	-72h~ -48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~	
警戒レベル				警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5	
立ち上げ/移行トリガー				台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生	
神崎川（三国）水位						OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫	
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目									
300河川管理者・ 道路管理者	310 西大阪治水事務所	311 情報収集・共有			1. 水防体制の検討 2. 所内の情報共有	3. 水防体制の構築 4. 交通機関のチェック、当番の割り当て	5. 水防体制の確立（配備） 6. 潮位・水位・台風進路監視、観測 7. 水防警報の発令（洪水区域） 8. 施設操作に係る関係機関との協議・調整、配備要請（鉄扉・水門） 9. 施設操作情報の共有（高潮区域） 10. 施設操作情報の共有 11. ホットラインの実施	6. 潮位・水位・台風進路監視、観測 7. 水防警報の発令（洪水区域） 8. 施設操作情報の共有 9. 施設操作情報の共有 10. 洪水予報（はん濫注意情報発表） 11. ホットラインの実施	6. 潮位・水位・台風進路監視、観測 7. 水防警報の発令（はん濫危険情報発表） 8. 施設操作情報の共有 9. 施設操作情報の共有 10. 洪水予報（はん濫危険情報発表） 11. ホットラインの実施	6. 潮位・水位・台風進路監視、観測 7. 水防警報の発令（はん濫危険情報発表） 8. 施設操作情報の共有 9. 施設操作情報の共有 10. 洪水予報（はん濫危険情報発表） 11. ホットラインの実施	6. 潮位・水位・台風進路監視、観測 7. 水防警報の発令（はん濫危険情報発表） 8. 施設操作情報の共有 9. 施設操作情報の共有 10. 洪水予報（はん濫危険情報発表） 11. ホットラインの実施	
		312 現場対応										
	320 茨木土木事務所	313 洪水対策施設操作	1. 日常からの定期点検 2. 鉄扉操作者との訓練			3. 鉄扉操作責任者への事前連絡	4. 旧猪名川水門、出来島水門、鉄扉（敷高低）閉鎖	5. 番田水門閉鎖、鉄扉（敷高高）閉鎖（風が強い場合）	5. 鉄扉（敷高高）閉鎖			
		321 情報収集・共有	1. 防災啓発の実施 2. 災害対応の準備	3. 水防体制の検討・構築	4. 水防体制の確認 5. 公共交通機関の運行計画の確認	6. 水防体制の確立	9. 体制の拡大 10. 通報・問い合わせ対応	10. 通報・問い合わせ対応	10. 通報・問い合わせ対応	10. 通報・問い合わせ対応	10. 通報・問い合わせ対応	
400 下水道・ 農林	410 北部流域下水道事務所	322 現場対応										
		411 情報収集・共有	1. 防災啓発の実施	2. 情報収集・共有 3. 水防体制の検討・構築	2. 情報収集・共有 4. 水防体制の確認 5. 公共交通機関の運行計画の確認	2. 情報収集・共有 6. 水防体制の確立 7. 雨水ポンプの運転状況監視 8. 体制の拡大	2. 情報収集・共有 7. 雨水ポンプの運転状況監視	2. 情報収集・共有 7. 雨水ポンプの運転状況監視	2. 情報収集・共有 7. 雨水ポンプの運転状況監視	2. 情報収集・共有 7. 雨水ポンプの運転状況監視		
	412 現場対応	1. 雨水ポンプ、自家発電機等の日常点検	2. 工事現場等の安全管理	3. 雨水ポンプ、自家発電機の燃料追加調達の準備	4. 雨水ポンプの運転状況監視	4. 雨水ポンプの運転状況監視	4. 雨水ポンプの運転状況監視	4. 雨水ポンプの運転状況監視	4. 雨水ポンプの運転状況監視	4. 雨水ポンプの運転状況監視		
	420 北部農と緑の総合事務所	421 情報収集・共有	1. ため池水防訓練、ため池管理者研修会（所内、市町村、ため池管理者）	2. 工事現場等の安全管理	3. 公共交通機関の運行計画の確認 4. 水防体制の確認 5. 各市町へ警戒メール	6. 水防体制の確立 7. ため池水位・雨量観測	8. 水防体制の拡大 7. ため池水位・雨量観測				7. ため池水位・雨量観測 9. 各市町へ農林業被害の確認	
422 現場対応		1. 低水位管理指導		2. 各市町を通じてため池管理者へ低水位管理を周知（安全対策等）						3. 応急対策の実施 4. 各市町からの水防資材の借受け依頼 5. 貸出対応		

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)	
リードタイム		日常	-72h~ -48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~	
警戒レベル				警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5	
立ち上げ/移行トリガー				台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生	
神崎川（三国）水位						OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫	
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目									
500 近畿地方整備局 (淀川河川事務所・大阪国道事務所)	501 自治体の支援 (大阪府)	1. TEC-FORCE隊員の教育、訓練			2. リエゾン派遣者の調整、準備(整備局内)			3. ホットライン(リエゾン派遣に関して調整)	4. リエゾン派遣 6. 自治体の状況把握と整備局本部への伝達(被害情報、避難情報、支援要請など) 6. 淀川水位情報提供	4. リエゾン派遣 5. 自治体の状況把握と整備局本部への伝達(被害情報、避難情報、支援要請など) 6. 淀川水位情報提供	4. リエゾン派遣 5. 自治体の状況把握と整備局本部への伝達(被害情報、避難情報、支援要請など) 6. 淀川水位情報提供	4. リエゾン派遣 5. 自治体の状況把握と整備局本部への伝達(被害情報、避難情報、支援要請など) 6. 淀川水位情報提供 8. TEC-FORCE派遣、調整
	502 自治体の支援 (市町村)	1. TEC-FORCE隊員の教育、訓練			2. リエゾン派遣者の調整、準備(整備局内)			3. 淀川水位情報提供	3. 淀川水位情報提供	3. 淀川水位情報提供	4. ホットライン(リエゾン派遣に関して調整) 5. リエゾン派遣 6. 自治体の状況把握と整備局本部への伝達(被害情報、避難情報、支援要請など) 3. 淀川水位情報提供 7. TEC-FORCE派遣、調整	
600 淀川右岸水防事務組合	601 情報収集・共有	1. 水防分団より危険箇所の報告があれば、施設管理者へ報告。		2. 団本部用備品、無線機器等点検	3. 台風説明会の情報収集 4. 非常配備体制の確認		5. 職員参集、水防本部立上げ。	6. 水防団本部立上げ。 7. 水位・雨量等の情報収集。	8. 指揮所本部立上げ。 7. 水位・雨量等の情報収集。	7. 水位・雨量等の情報収集。 9. 水防団への情報提供。 10. 水防団活動状況の把握。	11. 水防工法実施を管理者、関係市町村長へ報告。 12. 相互応援体制の確認。	13. 管理者、関係市町村長への報告。 14. 情報収集継続。
	602 現場対応	1. 通常巡視			2. 水防団幹部への情報提供		3. (出勤準備)水防団員を待機。資器材点検。非常監視及び警戒。	4. (出勤)水防団招集出勤。非常監視及び警戒。水防活動。		5. 被災箇所の報告。 6. 水防工法の実施。	7. 水防本部へ状況報告。 8. 被害が拡大しないよう努める。	

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)		
リードタイム	日常	-72h~	-48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~		
警戒レベル				警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5		
立ち上げ/移行トリガー				台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生		
神崎川（三国）水位						OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫		
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目										
700 消防機関	710 大阪市消防局	711 情報収集・共有				1. 気象、公共交通機関等の情報収集	2. 気象、公共交通機関等の情報収集	3. 気象、公共交通機関等の情報収集 4. 各河川の情報収集	5. 気象、公共交通機関、ライフライン等の情報収集 6. 各河川の情報収集	7. 気象、公共交通機関、ライフライン等の情報収集 8. 各河川の情報収集	9. 気象、公共交通機関、ライフライン等の情報収集 10. 各河川の情報収集 11. 避難広報（大阪市内に避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき）	12. 気象、公共交通機関、ライフライン等の情報収集 13. 各河川の情報収集 14. 避難広報（大阪市内に避難勧告・避難指示（緊急）が発令されたとき）	15. 気象、公共交通機関、ライフライン等の情報収集 16. 各河川の情報収集 17. 避難広報（大阪市内に災害発生情報が発令されたとき）
		712 現場対応	1. 必要施設等の事前把握 2. 職員の風水害対応能力の向上 3. 市民に対する風水害対策の普及啓発 4. 風水害警防計画等の整備			5. 非常警備体制・非常招集の検討 6. 庁舎等の事前対策 7. 必要資器材等の点検・確認		8. 大雨警報、洪水警報が発令されたときは、全署第5非常警備体制を発令 9. 暴風警報が発令されたときは、全署第4非常警備体制・4号非常招集を発令	10. 大阪市内に避難準備・高齢者等避難開始の発令が見込まれたときは、西淀川消防署、淀川消防署、東淀川消防署に対し、第4非常警備体制・4号非常招集を発令し、その他の署については、第5非常警備体制を発令する。 11. 氾濫注意水位に到達する見込みのときは、必要に応じて巡回により水防施設、河川等の警戒を行い、その状況の把握に努める。	12. 大阪市内に避難勧告が発令されたときは、西淀川消防署、淀川消防署、東淀川消防署に対し、第3非常警備体制・3号非常招集を発令し、その他の署については、第4非常警備体制・4号非常招集を発令する。 13. 大阪市内に避難指示（緊急）が発令されたときは、西淀川消防署、淀川消防署、東淀川消防署に対し、第2非常警備体制・2号非常招集を発令し、その他の署については、第3非常警備体制・3号非常招集を発令する。	14. 災害対応		

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)	
リードタイム		日常	-72h~ -48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~	
警戒レベル				警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5	
立ち上げ/移行トリガー				台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生	
神崎川（三国）水位						OP+2.00m (高潮区域水防警報 【準備】発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫	
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目									
700 消防機関	720 豊中市消防局	721 情報収集・共有			1.各種情報の収集・伝達	2.気象情報等の収集・共有 3.ライフライン、交通機関、道路情報の収集	4.危険箇所の状況把握・共有 5.事前災害広報 6.各河川情報の収集（氾濫）	4.危険箇所の状況把握・共有 5.事前災害広報 6.各河川情報の収集（氾濫）				4.危険箇所の状況把握・共有 5.事前災害広報 6.各河川情報の収集（氾濫）
		722 現場対応	1.日常点検 2.防災計画等の整備 3.関係機関との連絡体制の整備		4.招集・動員体制の検討、整備 5.必要資機材の準備（整備・調達）	6.活動資機材の点検・準備・調達 7.増員・増隊事前命令 8.事前水防対策	8.事前水防対策 9.警防本部の設置 10.参集状況の報告 11.危険箇所の監視・パトロール 12.活動体制の決定	9.警防本部の設置 10.参集状況の報告 11.危険箇所の監視・パトロール 13.出動準備 14.警戒区域の設定			15.活動対応	
	730 吹田市消防本部	731 情報収集・共有			1.各種情報の収集・伝達	2.気象情報等の収集・共有 3.ライフライン、交通機関、道路情報の収集	4.危険箇所の状況把握・共有 5.事前災害広報 6.各河川情報の収集（氾濫）	4.危険箇所の状況把握・共有 5.事前災害広報 6.各河川情報の収集（氾濫）				4.危険箇所の状況把握・共有 5.事前災害広報 6.各河川情報の収集（氾濫）
		732 現場対応	1.日常点検 2.防災計画等の整備 3.関係機関との連絡体制の整備		4.招集・動員体制の検討、整備 5.必要資機材の準備（整備・調達）	6.活動資機材の点検・準備・調達 7.増員・増隊事前命令 8.事前水防対策	8.事前水防対策 9.警防本部の設置 10.参集状況の報告 11.危険箇所の監視・パトロール 12.活動体制の決定	9.警防本部の設置 10.参集状況の報告 11.危険箇所の監視・パトロール 13.出動準備 14.警戒区域の設定			15.活動対応	
	740 摂津市消防本部	741 情報収集・共有				1.巡回部隊からの情報取得 2.管内危険箇所の把握						
		742 現場対応			1.非番、週休者の把握	2.資機材等の確保 3.各部隊の任務確認	4.非番の招集	5.参集人員の部隊振り分け			6.応急対策、人命救助	
810 西淀川警察署	811 情報収集・共有	1.防災関係機関ホットラインの点検・整備 2.管内実態把握 3.番員教養		4.各種情報収集 5.番員への指示・説明 6.他機関との情報共有 7.警察本部との情報共有・対応協議	8.最新情報収集	9.最新情報の収集	10.最新情報収集 11.災害対策本部への職員派遣			12.情報収集		
	812 現場対応	1.装備資機材点検、整備 2.番員教養、訓練		3.装備資機材の準備・再点検	4.巡回パトロール開始	5.巡回パトロール	6.巡回パトロール 7.事案対応			8.事案対応		

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)	
リードタイム		日常	-72h~	-48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~
警戒レベル					警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5
立ち上げ/移行トリガー					台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生
神崎川（三国）水位							OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目									
800 警察機関	820 淀川警察署	821 情報収集・共有	1. 防災関係機関ホットラインの点検・整備 2. 管内実態把握 3. 署員教養		4. 各種情報収集 5. 署員への指示・説明 6. 他機関との情報共有 7. 警察本部との情報共有・対応協議	8. 最新情報収集	9. 最新情報の収集	10. 最新情報収集 11. 災害対策本部への職員派遣				12. 情報収集
		822 現場対応	1. 装備資器材点検・整備 2. 署員教養・訓練		3. 装備資器材の準備・再点検	4. 巡回パトロール開始	5. 巡回パトロール	6. 巡回パトロール 7. 事案対応				8. 事案対応
	830 東淀川警察署	831 情報収集・共有	1. 防災関係機関ホットラインの点検・整備 2. 管内実態把握 3. 署員教養		4. 各種情報収集 5. 署員への指示・説明 6. 他機関との情報共有 7. 警察本部との情報共有・対応協議	8. 最新情報収集	9. 最新情報の収集	10. 最新情報収集 11. 災害対策本部への職員派遣				12. 情報収集
		832 現場対応	1. 装備資器材点検・整備 2. 署員教養・訓練		3. 装備資器材の準備・再点検	4. 巡回パトロール開始	5. 巡回パトロール	6. 巡回パトロール 7. 事案対応				8. 事案対応
	840 豊中南警察署	841 情報収集・共有	1. 防災関係機関ホットラインの点検・整備 2. 管内実態把握 3. 署員教養		4. 各種情報収集 5. 署員への指示・説明 6. 他機関との情報共有 7. 警察本部との情報共有・対応協議	8. 最新情報収集	9. 最新情報の収集	10. 最新情報収集 11. 災害対策本部への職員派遣				12. 情報収集
		842 現場対応	1. 装備資器材点検・整備 2. 署員教養・訓練		3. 装備資器材の準備・再点検	4. 巡回パトロール開始	5. 巡回パトロール	6. 巡回パトロール 7. 事案対応				8. 事案対応

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)		ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)	
リードタイム		日常	-72h~	-48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~
警戒レベル					警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5
立ち上げ/移行トリガー					台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生
神崎川（三国）水位							OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目									
800 警察機関	850 吹田警察署	851 情報収集・共有	1. 防災関係機関ホットラインの点検・整備 2. 管内実態把握 3. 署員教養			4. 各種情報収集 5. 署員への指示・説明 6. 他機関との情報共有 7. 警察本部との情報共有・対応協議	8. 最新情報収集	9. 最新情報の収集	10. 最新情報収集 11. 災害対策本部への職員派遣			12. 情報収集
		852 現場対応	1. 装備資器材点検・整備 2. 署員教養・訓練			3. 装備資器材の準備・再点検	4. 巡回パトロール開始	5. 巡回パトロール	6. 巡回パトロール 7. 事案対応			8. 事案対応
	860 摂津警察署	861 情報収集・共有	1. 防災関係機関ホットラインの点検・整備 2. 管内実態把握 3. 署員教養			4. 各種情報収集 5. 署員への指示・説明 6. 他機関との情報共有 7. 警察本部との情報共有・対応協議	8. 最新情報収集	9. 最新情報の収集	10. 最新情報収集 11. 災害対策本部への職員派遣			12. 情報収集
		862 現場対応	1. 装備資器材点検・整備 2. 署員教養・訓練			3. 装備資器材の準備・再点検	4. 巡回パトロール開始	5. 巡回パトロール	6. 巡回パトロール 7. 事案対応			8. 事案対応
900 ライフライン	910 関西電力送配電株式会社	911 情報収集・共有				1. 行動予定把握 2. 災害対策本部設置	3. 台風情報の収集					4. 停電情報の把握と整理 5. 被害把握と復旧計画立案 6. 停電情報・復旧見込みの公開
		912 現場対応	1. 日常点検			2. 臨時点検	3. 工具・資器材の事前準備	4. 復旧体制の検討	5. 通常体制⇒復旧体制への移行			6. 被害状況調査 7. 現場復旧作業
	920 西日本電信電話株式会社	921 情報収集・共有	1. 緊急時の連絡体制 2. 特設公衆電話の維持拡大 3. 災害用伝言ダイヤル「171」の利用 4. 設備のアラーム監視			5. 気象情報の収集 6. 情報連絡室の設置 7. リエゾンの派遣検討	8. 災害対策本部の設置	9. 交通機関、道路状況等のライフラインの情報収集	10. 停電情報の収集 11. 避難所開設情報の収集			12. 故障受付体制の強化
		922 現場対応	1. 通信設備点検 2. 資器材の点検 3. 社内外、防災訓練の参加及び実施			4. パトロール班の検討 5. 設備復旧班の検討	6. 通信ビルの水防板設置		7. ポータブル衛星車の出勤準備 8. 特設公衆Wi-Fiの設置検討			9. 避難状況の把握 10. 輻輳状況の把握 11. トラヒックコントロール 12. 応急復旧体制の確立及び出動

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)		ST0 (平時)			ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)		
リードタイム		日常	-72h~	-48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~		
警戒レベル					警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5		
立ち上げ/移行トリガー					台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生		
神崎川 (三国) 水位							OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫		
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ (ST) における防災行動項目											
900 ライフライン	930 大阪ガス株式会社	931 情報収集・共有	1. 資料準備 2. 社内共有 3. 設備点検 4. 資機材点検	4. 気象台情報の確認	4. 気象台情報の確認	5. 待機体制準備 6. 対策箇所の確認	7. 待機体制確立	7. 待機体制確立 8. 点検箇所の雨量確認	7. 待機体制確立 8. 点検箇所の雨量確認	7. 待機体制確立 8. 点検箇所の雨量確認	7. 待機体制確立 8. 点検箇所の雨量確認	7. 待機体制確立 8. 点検箇所の雨量確認	7. 待機体制確立 8. 点検箇所の雨量確認	
		932 現場対応						1. 雨量に応じ、点検箇所の点検 ※ガス漏れ通報対応は通常通り	1. 雨量に応じ、点検箇所の点検 ※ガス漏れ通報対応は通常通り	1. 雨量に応じ、点検箇所の点検 ※ガス漏れ通報対応は通常通り	1. 雨量に応じ、点検箇所の点検 ※ガス漏れ通報対応は通常通り	1. 雨量に応じ、点検箇所の点検 ※ガス漏れ通報対応は通常通り	1. 雨量に応じ、点検箇所の点検 ※ガス漏れ通報対応は通常通り	
	940 大阪広域水道企業団	941 情報収集・共有					1. 2.4hの情報収集メンバーの選定 (1.2h交代)	2. 各事業所間の定時 (3h, 6hおき等) の被害情報交換	3. インターネットで河川水位の確認 4. 気象情報を随時確認する					
		942 現場対応												1. 破壊に伴う水管橋災害想定時 2. 水道停止作業部隊現地出動
1000 運輸事業者	1010 阪神高速道路株式会社	1011 情報収集・共有	1. 備蓄品等の準備	2. 台風進路予報の確認	3. 台風進路の確認	3. 台風進路の確認					4. 一般道等状況収集			
		1012 現場対応	1. 日常点検の実施				2. 防災体制構築	3. 速度規制協議 4. 通行止め準備	5. 通行止め開始 (降水状況による)					
	1020 西日本旅客鉄道株式会社	1021 情報収集・共有	1. 災害への対応を事前に計画 2. 災害用資機材の準備 3. 列車の入出庫、乗務員の手配を考えた運転の止め方の検討			4. 台風情報の収集 5. 運転計画見込みの検討	6. 駅間で止めないような運転手配計画	6. 駅間で止めないような運転手配計画	7. 想定される災害発生に対応した復旧準備 6. 駅間で止めないような運転手配計画				7. 想定される災害発生に対応した復旧準備	
		1022 現場対応	1. 日頃から列車は台風で停止することを周知			2. 早期の列車利用もしくはとりやめを周知 3. 台風で列車を止める予定を駅やホームページで周知し始める。(日単位) 4. 列車利用 (旅行) のとりやめをアナウンス 8. お客様の帰宅が困難にならない列車の止め方 (時間) を設定 9. 列車利用 (旅行) のとりやめをアナウンス	5. 保守関係社員の招集 6. 早期の列車利用もしくはとりやめを周知 7. 何日の何時から列車を減らし、何時から列車を止めるか周知 8. お客様の帰宅が困難にならない列車の止め方 (時間) を設定 9. 列車利用 (旅行) のとりやめをアナウンス	10. 保守関係社員による警備 11. 早期の列車利用もしくはとりやめを周知 12. 列車の間引き運転 13. 列車利用 (旅行) のとりやめをアナウンス	14. 列車停止後安全な場所からの警備 15. 列車を止めていることを周知し、安全に避難してもらうことをアナウンス 16. 列車利用 (旅行) のとりやめをアナウンス 17. 列車運転のとりやめ					
1030 阪急電鉄株式会社	1031 情報収集・共有		1. 本社または運転指令による情報収集	2. 計画運休実施の可能性について周知	3. 計画運休を決定する日時の周知			4. 計画運休実施を発表 5. 列車の間引き運転 6. 運転最終時間の周知 7. 列車運転のとりやめ						
	1032 現場対応		1. 勤員体制・要員の確保、資機材等の事前点検		2. 警戒監視の開始			3. 鉄道の徐行・運転停止 4. 警戒配置の開始	5. 安全対策措置の実施					

神崎川流域洪水タイムライン 総括表（案）  
【202105時点】

ステージ(ST)			ST0 (平時)			ST1 (準備)	ST2 (警戒)	ST3 (早期避難)	ST4 (避難)				ST5 (避難完了/ 災害発生)
リードタイム			日常	-72h~	-48h~	-36h~	-24h~	-12h~	-6h~	-2h	-1.5h~	-1h~	0h~
警戒レベル						警戒レベル1		警戒レベル2	警戒レベル3			警戒レベル4	警戒レベル5
立ち上げ/移行トリガー						台風説明会の開催	強風注意報の発表	大雨・洪水注意報のいずれかが発表	大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表				氾濫発生
神崎川（三国）水位								OP+2.00m (高潮区域水防警報 [準備]発令)	OP+3.00m 水防団待機水位	OP+3.80m 氾濫注意水位	OP+4.85m 避難判断水位	OP+5.00m 氾濫危険水位	氾濫
区分	防災関係機関	防災行動	各ステージ（ST）における防災行動項目										
1000 運輸事業者	1040 阪神電気鉄道株式会社	1041 情報収集・共有		1. 本社または運転指令による情報収集	2. 計画運休実施の可能性について周知		3. 計画運休を決定する日時の周知		4. 計画運休実施を発表 5. 列車の間引き運転(他社直通運転中止) 6. 運転最終時間の周知 7. 列車運転のとりやめ				
		1042 現場対応	1. 日常点検	2. 勤員体制・要員の確保		3. 警戒監視の開始	4. 保守関係社員の招集	5. 速度規制・運転停止 6. 警戒配置の開始					
	1050 大阪市高速電気軌道株式会社 (Osaka Metro)	1051 情報収集・共有		1. 本社または運転指令による情報収集	2. 計画運休実施の可能性について周知		3. 計画運休を決定する日時の周知		4. 計画運休実施を発表 5. 列車の間引き運転 6. 運転最終時間の周知 7. 列車運転のとりやめ				
		1052 現場対応		1. 勤員体制・要員の確保、資機材等の事前点検	2. 警戒監視の開始				3. 鉄道の徐行・運転停止 4. 警戒配置の開始	5. 安全対策措置の実施			



# おおさかタイムライン防災プロジェクト

いかなる災害も、先を見越し、あらかじめ、各組織の役割や行動を定め合意しておくことが、いざというときに、命を守る、経済被害を最小化することにつながる

## タイムラインで変わる防災

「タイムライン防災」とは、大規模な災害は必ず発生することを前提に、府民の命を守り、被害を最小化することを目的として、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、「いつ」「誰が」「何を」に目をつけて、防災行動とその実施主体を時系列に整理した計画です。



1. タイムラインの策定過程で、お互いの顔が見える関係を築く。
2. タイムラインであらかじめ役割を決めて、動く。
3. タイムラインは、首長の意思決定を支援する。
4. タイムラインで、先を見越した早めの行動が安全・安心に。
5. タイムラインを防災チェックリストとし、防災行動の漏れ、抜け、落ちの防止に。
6. タイムラインに実災害での反省や課題をフィードバック。

## プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類しており、それぞれについて先行取り組み（リーディングプロジェクト）に着手し、タイムラインを完成させ、先行事例をモデルに、洪水や土砂災害、高潮災害など異なるハザードも対象に加えながら、国や市町村と連携し、タイムライン防災を大阪府全域に広げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めています。

### 広域タイムライン

比較的大きな流域を対象とし、大阪府や市町村、国に加え、報道機関、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載し、主に国や大阪府が主体となり作成する流域タイムライン

#### リーディングプロジェクト

##### 寝屋川流域大規模水害タイムライン



完成したタイムラインを手交する寝屋川流域市長ら

### 市町村タイムライン

ひとつの市や町、村の区域を対象とし、主に市町村の各部署の防災行動を記載し、主に市町村が主体となり作成する市町村のタイムライン

#### リーディングプロジェクト

##### 河南町土砂災害タイムライン



完成したタイムラインを祝う河南町の職員ら

### コミュニティ（地域）タイムライン

自治会や小学校区など小さな区域を対象とし、住民や自主防災組織などの防災行動を記載し、主に市町村と地域や住民と一緒に作成する地域のタイムライン

#### リーディングプロジェクト

##### 貝塚市高潮タイムライン



ワークショップを行う貝塚市の地域住民ら（地住宅地区）

## プロジェクトの達成目標

水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、2021年（令和3年度）までに、大阪府内の全市町村において、「洪水」「土砂」「高潮」のいずれかを対象としてタイムライン策定を目指します。

### 洪水

流域が複数の市町村にまたがり、施設操作などにより、水位情報が重要な意味を持つ河川については、流域全体を対象に大阪府が「主体的」に策定します。

その他の河川は、「市町村タイムライン」が基本となるため、大阪府は「策定支援」を行います。

### 土砂災害

現象が限定的であり「市町村タイムライン」が基本となるため、大阪府は「策定支援」を行います。

### 高潮

大阪湾沿岸の複数の市町村が関連し、水門や鉄扉等の操作や道路の通行止め等、府の防災行動が大きく影響するため、大阪府が「主体的」に策定します。

## タイムラインは策定して終わりではない

平常時の訓練や実際の水害対応の中で検証などを踏まえて、改善を重ねる、確実な災害への備えに繋がっていきます。



## これまでの取り組み

## 今後の展開

タイムラインを検討する市町村や団体を支援するため、先行取り組みの紹介と策定の手順を示した「タイムライン策定の手引き」と「コミュニティタイムライン」のリーフレットを作成。また、コミュニティタイムラインの作り方を、市町村の防災担当者や地域住民の皆さまに、紹介する「タイムライン策定DVD」を作成。

※上図は、タイムライン完成状況  
■「広域タイムライン」  
●「市町村タイムライン」

【市町村タイムライン】の取組み状況

令和3年3月時点

地域・ブロック	市町村名	広域TLへの参画					市町村TL 策定状況						
		①	①'	②	③	④	⑤	策定済み ○	完成時期 (予定)	対象災害			
		安威川流域	神崎川流域	寝屋川流域	石川外流域	大津川流域	大阪湾 / 沿岸			洪水	土砂	高潮	地震
豊能	能勢町												
	豊能町												
	池田市						○	R2.3月	●	●			
	箕面市						策定中	(R3年度)	●	●			
	豊中市		●										
三島	高槻市	●					○	H29.1月	●	●			
	茨木市	●					策定中	(R3年度)	●	●			
	島本町						○	R2.3月	●	●			
	吹田市	●	●				策定中	(R3年度)	●	●			
	摂津市	●	●										
大阪市	大阪市	●	●	●									
北河内	枚方市			●			○	R3.3月	●	●			
	交野市			●			○	R1.9月	●	●			
	寝屋川市			●			策定中	R3.6月	●	●			
	守口市			●			○	R1.6月	●				
	門真市			●			○	R2.6月	●				
	四條畷市			●			○	R2.12月	●	●			
	大東市			●			○	H30.8月	●				
中河内	東大阪市			●			○	H30.8月	●	●			
	八尾市			●			○	H30.8月	●				
	柏原市			●	●		○	H30.12月	●	●			
南河内	松原市				●		○	R2.3月	●				
	羽曳野市				●		○	R2.3月	●	●			
	藤井寺市				●		○	R2.3月	●				
	太子町				●		○	R2.3月	●	●			
	河南町				●		○	H30.8月	●	●			
	千早赤阪村				●		○	R2.3月	●	●			
	富田林市				●		○	R2.3月	●	●			
	大阪狭山市				●		○	R2.3月	●	●			
	河内長野市				●		○	R2.3月	●	●			
泉北	堺市					●	○	R1.5月	●	●			
	和泉市					●	○	R1.7月	●	●			
	高石市					●	○	R3.3月	●		●		
	泉大津市					●							
	忠岡町					●							
泉南	岸和田市					●							
	貝塚市					●	○	R1.9月	●	●	●		
	熊取町					●							
	泉佐野市					●	○	H28.7月	●	●	●	●	
	田尻町					●							
	泉南市					●							
	阪南市					●							
	岬町					●							
全43市町村							完成○	26	30	23	3	1	
							策定中	4					

■ おおさかタイムライン防災プロジェクト

- タイムラインとは、災害の発生に備えて「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列に整理した計画。（事前防災行動計画）
- 台風等に起因する洪水や高潮、土砂災害など事前に予測ができる進行型の災害を対象に、タイムラインを府域全域に展開しています。

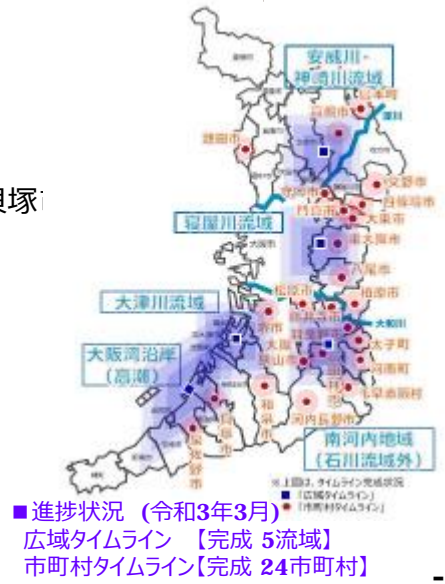


■ 各種タイムラインの内容と意義

府施策	おおさかタイムライン防災プロジェクト			防災意識の普及啓発
TL種別	広域 タイムライン	市町村 タイムライン	地域 タイムライン (コミュニティ) 『地区防災計画』を時間軸に沿ってわかりやすく整理したもの	マイ タイムライン
内容・主体	大きな流域を対象に多くの防災機関の行動を記載し、主に国や府が主体に作成。	市町村の各部署の防災行動を記載し、主に市町村が主体に作成。	コミュニティレベルでの防災行動を記載し、市町村と地区住民と一緒に作成。	住民一人ひとりの防災行動を記載し、個人や家族が作成。
意義	公助		共助	自助
	行政や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、 <u>公的支援を円滑に進めること。</u>		高齢者や障害者などの避難や救助活動のために、地区住民たちで助け合い、 <u>地区の防災力を向上すること。</u>	家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難するなど、 <u>自らの力で身を守ること。</u>

『おおさかタイムライン防災プロジェクト』のあゆみ

- 平成29年 ● **キックオフイベント**  
3月 おおさかタイムライン防災プロジェクト シンポジウム  
● **リーディングプロジェクト 発足式**  
7月 寝屋川流域 大規模水害タイムライン  
12月 河南町 土砂災害タイムライン
- 平成30年 ● **リーディングプロジェクト 完成・運用開始**  
6月 河南町 土砂災害タイムライン  
8月 寝屋川流域 大規模水害タイムライン  
タイムラインの発動とふりかえり、改善  
8～10月 台風20号、21号及び24号
- 令和元年 ● **情報発信・気運醸成・きっかけづくり**  
1月 タイムライン・カンファレンス全国大会（貝塚）  
**TL完成・運用開始**  
9月 安威川流域 洪水タイムライン
- 令和2年 ● **TL完成・運用開始**  
3月 南河内地域 広域タイムライン  
8月 大阪湾沿岸(泉州)高潮タイムライン
- 令和3年 ● **TL完成予定**  
3月 大津川流域広域タイムライン  
● **プロジェクト  
目標年度**  
秋頃 神崎川流域タイムライン  
プロジェクトの総括（シンポジウム）



■ 住民の避難行動に関する現状

- プロジェクト立ち上げ（H29.3）以降、「広域」「市町村」が進み、タイムライン導入で行政側の先を見越した早めの防災行動（体制構築や避難勧告等の発令）が可能となった。一方で、**防災情報が豊富に存在しているにもかかわらず、住民側では、肝心の避難行動に結びついていない。**（タイムラインが「地域」まで浸透しておらず「広域」「市町村」の真の効果が発揮できていない。）
- また、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨（球磨川）など、近年、大規模水害が頻発し、**高齢者や障害者など『避難行動要支援者』が、犠牲者の半数以上を占めている。**
- さらに、避難所における感染症対策や、在宅避難、親戚・知人宅など、指定避難所に限らない**避難の在り方が多様化している。**

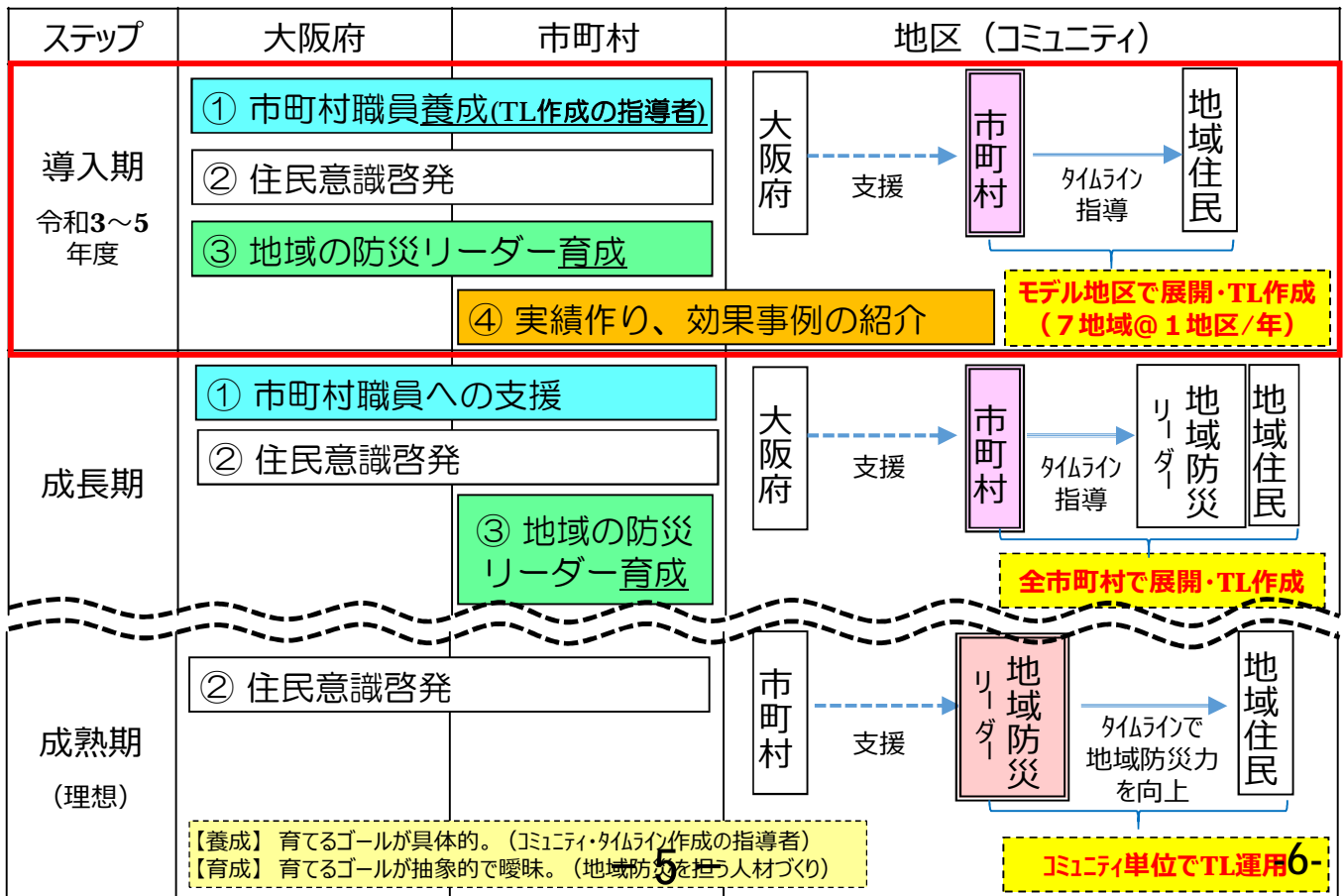
■ 今後の取り組みの方向性

**「地域(コミュニティ)」タイムラインの取り組みを強力に支援して、自力で避難できない高齢者等を含む地区住民の避難の実効性を高め、適切な避難行動に導いていく。**

■ 課題と対応

地域タイムラインが進まない理由（課題）		対応方針	具体的な支援内容
市町村	取組み方がわからない	市町村職員の養成・支援	① ■ ノウハウ伝授、気運醸成 ・シンポジウム開催（気運醸成） ・講習会（TL指導者養成） ・動画など支援ツールの開発
	他の防災の取組みが多くて手が回らない		
	明確な効果が見えない	実績作り、効果事例の紹介	④ ■ <b>モデル地区</b> での取り組み ・1地区/年/事務所管内
	対象地域が多くてマンパワー不足	指導役を担う地域の防災リーダーを育成	③ ■ 防災リーダー育成支援 ・防災リーダー研修 <small>（府・防対協主催）</small> に『TL指導者養成』を組入れ ・市町村が企画する育成研修への支援（講義など）
地域住民	指導者・キーマンが不在	住民の意識啓発の繰り返し	② ■ 災害リスク周知 ・浸水想定区域図等の公表 ・地域版ハザードマップ更新の支援
	防災意識が未成熟		

■ 理想に向けた段階的な取り組み



■ 取り組み支援ツール (DVDにパッケージ化)



動画



ワークシート(ひな形)



タイムライン策定の手引き  
(洪水編・土砂災害編)



コミュニティ・タイムライン  
の啓発リーフレット

※活用事例

1) 『コミュニティ・タイムライン』の紹介

・地域住民とのワークショップにてタイムラインの意義や効果、進め方などの説明に活用

2) DVD(動画)を活用した防災啓発

・防災出前講座、地域版ハザードマップ作り、防災リーダー研修などでの学習ツール



ワークショップの標準的な手順

① 学習会

DVD(動画) + 座学等による講習

② まち歩き・フィールドワーク

危険箇所や避難経路等の確認

③ グループワーク

防災行動を地区住民で討議

④ 避難訓練など

出水期前や台風に備えて実施

-7-

【参考】モデル地区での年間業務サイクル(案)

項目	ツール・準備物	2~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
① 候補地区選定 市町村と候補箇所調整	○候補要件 活動実績や防災リーダーの存在、主体性のある地区	■				■ 次年度の候補箇所
① 学習会 地区の災害リスク周知、防災気象・避難情報の入手方法、行動のタイミング	タイムライン動画、ハザードマップ、マイタイムラインワークシート、出前講座資料など		■			
② フィールドワーク 危険箇所・避難経路等の確認、防災資器材の保管場所・点検等	ハザードマップ 防災資器材リスト 備蓄物資のサンプル等		■			
③ グループワーク 地区の特性・課題抽出 連絡系統、安否確認方法、避難行動要支援者の避難検討、コミュニティタイムライン策定	ワークショップ 道具、コミュニティタイムラインワークシート、要支援者の名簿(市町村)			■ 進行度合いに応じて複数回実施		
④ 避難訓練 TLに基づく情報伝達、避難(避難所開設)、安否確認(避難行動要支援者)等の訓練実施	現行のタイムライン 災害計財 訓練道具		■ 梅雨期前~台風期 次年度以降もフォローアップ支援			

■ 望ましい実施時期

- 6 -

-8-

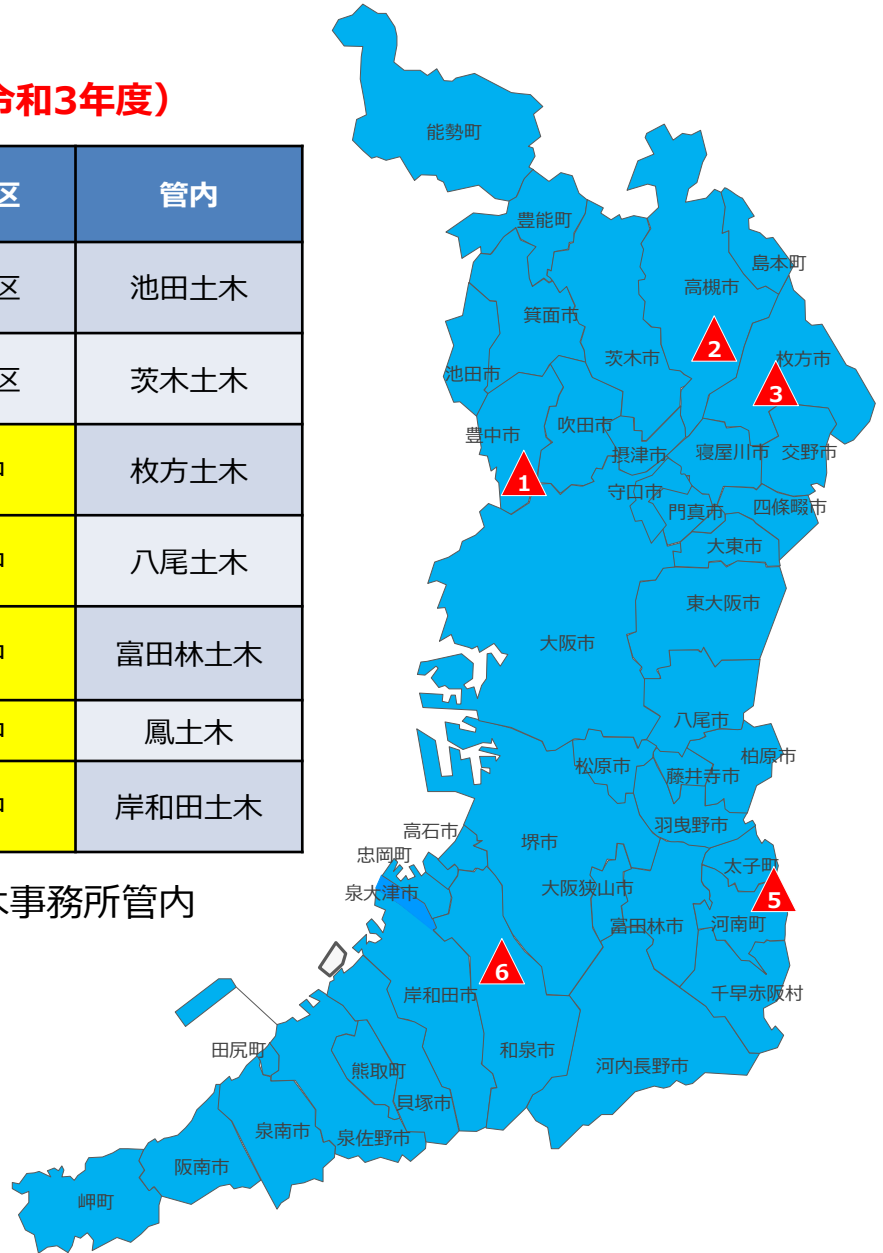
# コミュニティ・タイムライン モデル地区

令和3年3月  
大阪府 河川室

## ■モデル地区 予定箇所 (令和3年度)

番号	市町村	候補地区	管内
①	豊中市	千成地区	池田土木
②	高槻市	柳川地区	茨木土木
③	枚方市	調整中	枚方土木
④	調整中	調整中	八尾土木
⑤	河南町	調整中	富田林土木
⑥	和泉市	調整中	鳳土木
⑦	調整中	調整中	岸和田土木

1 地区以上/年度@ 7 土木事務所管内



大阪府では、市町村のコミュニティ・タイムラインを取り組みを支援するためモデル地区を募集しております。

お問い合わせ・ご相談は、土木事務所 地域支援企画課まで

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

### ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

**雨水貯留機能の拡大** 集水域

[国・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

**流水の貯留** 河川区域

[国・県・市・利水者]

治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水機能の向上

**持続可能な河道の流下能力の維持・向上**

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

**氾濫水を減らす**

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

### ② 被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫**

[国・市、企業、住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

**氾濫域**

**浸水範囲を減らす**

[国・県・市]

二線堤の整備、自然堤防の保全

### ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

**土地のリスク情報の充実** 氾濫域

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信

**避難体制を強化する**

[国・県・市]

長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

**経済被害の最小化**

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

**住まい方の工夫**

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

**被災自治体の支援体制充実**

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

**氾濫水を早く排除する**

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化



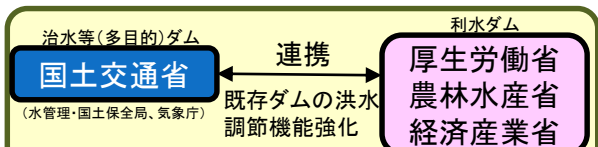
# 流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 河川管理者等が主体となって行う治水事業等これまで以上に充実・強化することに加えて、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要。
- このため、流域で行う治水対策の充実に向けて、利水ダム等の既設ダムによる「事前放流」の抜本的な拡大【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】、森林保全等の治山対策と砂防事業の連携【林野庁との連携】を行い、流域治水を推進していく。

## 「事前放流」の抜本的な拡大 【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】

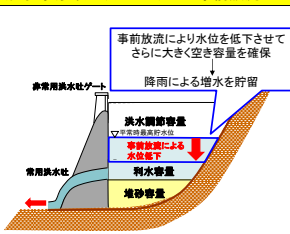
### 【治水協定の締結、事前放流の運用開始】

- 発電、農業、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムが対象。
- ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を策定(令和元年12月)

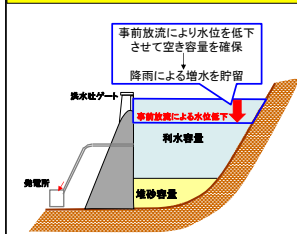


- 治水協定の締結  
ダムのある1級水系(99水系)  
ダムのある2級水系のうち(86水系)
- 令和2年の出水期から事前放流を実施

### 治水等(多目的)ダムにおける事前放流

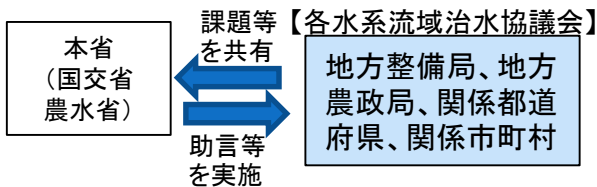


### 利水ダムにおける事前放流



## 水田や農業用ため池の活用 【農林水産省と連携】

- 【国交省・農水省それぞれから関係市町村へ以下を通知】※令和2年10月1日に通知
  - 地方農政局の協議会への参画
  - 活用先行事例とその支援策の情報提供
  - 「流域治水プロジェクト」の取組の推進
  - 水田や農業用ため池の治水効果の評価
- の実施、更なる運用の改善



### ○ 田んぼダムに取り組む水田



雨水貯留量UP



専用の堰板

## 森林保全等の治山対策との連携 【林野庁と連携】

### 【砂防部と林野庁関係課による連携調整会議の実施(9/24)】

- 双方で今後の取組について情報提供し認識を共有
- これまで調整会議などで図ってきた連携を、今後さらに強化することを確認
- 具体箇所や新たな連携方策について意見交換

### 連携イメージ

【治山】上流域の荒廃森林を整備し、流木の発生源対策を実施

【砂防】下流域(保全対象直上)に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止

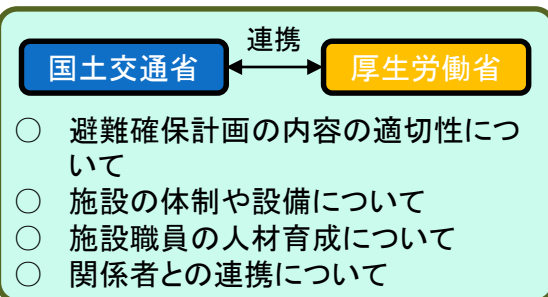


- 治水対策に加えて、人的被害ゼロを目指した実行性のある避難体制の構築【厚生労働省と連携】、氾濫をできるだけ防ぐための河道内樹木伐採コスト縮減に向けたバイオマス発電の利活用【環境省と連携】、土地利用・住まい方の工夫などまちづくりと治水事業の連携促進【関係市町村と連携】を行い、流域治水を推進していく。

## 高齢者福祉施設の避難確保 【厚生労働省と連携】

【厚生労働省と検討会の開催(10/7)】

令和2年7月の豪雨災害において、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が被災し、死者14名の被害が発生したため、有識者による検討会を設置し、避難の実効性を高める方策を検討



特別養護老人ホーム「千寿園」

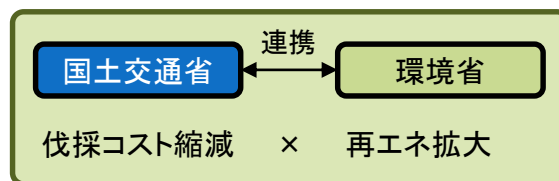


第1回検討会(10/7)

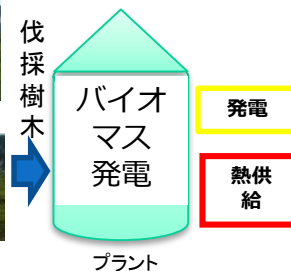
## 河道内樹木のバイオマス発電への利活用【環境省と連携】

【実現性・有効性の検証開始】

河道内の樹木の繁茂により、洪水の疎通能力が低下する恐れがあり、樹木を定期的に伐採する必要がある。伐採コストを縮減するため、伐採樹木をバイオマス資源として発電事業への利活用を検討

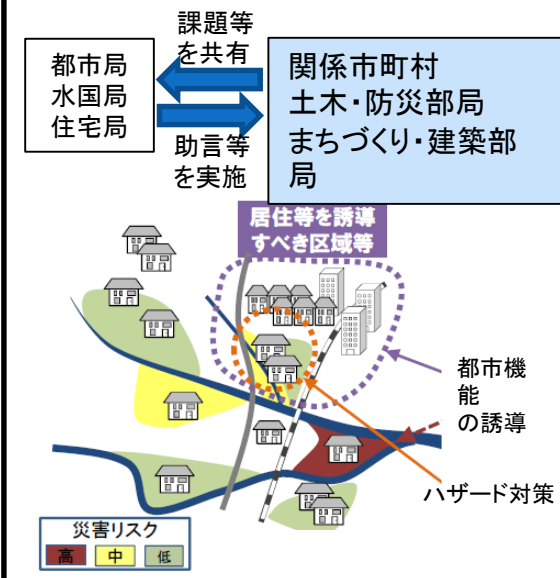


河道内樹木を伐採し洪水の疎通能力を向上



## 土地利用・住まい方の工夫 【市町村まちづくり部局と連携】

- モデル都市(30都市)において水災害対策を踏まえた防災まちづくりのケーススタディを9月から実施中。
- 得られた知見等を他都市へ横展開するとともに、実施内容を流域治水プロジェクトへ反映するよう市町村へ依頼



# 淀川水系流域治水プロジェクト 淀川(大阪府域)分会 【位置図】

～ 滯輝く関西経済圏を支える流域対策～

- 大阪府域では複数河川が低平地を貫流しており、下流部では人口・資産が集積したゼロメートル地帯が大阪湾へ向けて広がることから洪水、津波、高潮、内水氾濫等により大規模な浸水被害が発生するリスクがある。
- このため、河川改修やダム整備と併せて、下水道施設整備、流出を抑制する雨水貯留施設等の拡大や河川防災ステーション整備、広域避難計画策定等の流域治水対策を実施する。

## ■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・高規格堤防整備、築堤、堤防強化
- ・河道拡幅・掘削、橋梁架替・改築
- ・護岸、落差工改築・撤去
- ・砂防事業、森林整備及び保全
- ・閘門新設、水門改築、施設耐震補強
- ・河川防災拠点整備
- ・高架橋緊急避難場所確保
- ・ダム建設、ダムの堆砂除去
- ・事前放流等の実施・体制構築
- ・地下河川、流域調節池、遊水地
- ・下水道等の排水施設整備・耐水化
- ・雨水貯留浸透施設の整備
- ・各家庭等における雨水貯留浸透施設整備への助成
- ・ため池の治水活用 等

## ■ 被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用誘導
- ・開発行為に対する流出抑制対策指導 等

## ■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・洪水ハザードマップ作成・更新
- ・ため池ハザードマップ作成
- ・防災教育・啓発活動等の推進
- ・要配慮者利用施設における避難計画の策定支援
- ・タイムラインの作成・運用
- ・ホットライン構築
- ・水位計・監視カメラの設置
- ・広域避難計画策定
- ・分かりやすい防災気象情報の提供
- ・ゲリラ豪雨対策アクションプラン策定 等

- ### 凡例
- 堤防整備・河道掘削等
  - ⋯⋯ 雨水幹線、貯留浸透施設等
  - 砂防事業
  - ポンプ場の増強等



※具体的な対策内容については、主な対策を記載しており、今後の調査・検討により変更となる場合があります。  
 ※河川管理者の河川整備計画は、現時点では現行計画を基にプロジェクトに反映しますが、今後、河川整備計画の変更手続きを行う予定なので、変更された場合にはその内容を反映します。  
 ※他の事業者の計画も見直されれば、同様に反映します。  
 ※新たな関係者にも広く参加を呼びかけることから、新たな関係者の計画も反映します。  
 ※**○●○川**は、府・政令市管理河川の代表的な箇所(河川)を示したものである。

# 淀川水系流域治水プロジェクト 淀川(大阪府域)分会【ロードマップ】

～滯輝く関西経済圏を支える流域対策～

- 淀川（大阪府域）では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、府、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。  
大阪府域は複数河川が貫流する低平地に形成された高度な都市構造を有し、洪水、津波、高潮、内水氾濫等により大規模な浸水被害が発生するリスクがあることから、河川改修やダム整備と併せて、下水道施設整備、流出を抑制する雨水貯留施設等の拡大や河川防災ステーション整備、広域避難計画策定等の流域治水対策を実施する。  
【短中期】 計画規模洪水を安全に流下させるため、橋梁架替や河道掘削、堤防整備と併せて、下水道施設整備や貯留浸透施設の整備を推進する。  
【長期】 大規模な浸水被害から人命や資産を守るため、高規格堤防整備や流出抑制策を実施し、流域全体の安全度向上を図る。

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	堤防整備、河道掘削、橋梁架替等	大阪府、大阪市 淀川河川事務所		なんば線橋梁架替完成 (淀川河川事務所)	
	地震・津波、高潮対策	大阪府、大阪市 淀川河川事務所	水門強靱化完成(大阪市)		3大水門改築完成 (大阪府)
	ダム建設	大阪府	安威川ダム完成 (大阪府)		
	砂防事業、森林整備・保全	大阪府、高槻市、枚方市			
	雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化	大阪府、大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、柏原市、藤井寺市、東大阪市、島本町 等	高宮ポンプ場整備完成 (寝屋川市)	大隅十八条幹線・此花下水処理場ポンプ場完成(大阪市)・楠葉排水区雨水貯留管等整備完成(枚方市) 中の島・片山区雨水レベルアップ整備完成(吹田市)・新岸田堂幹線完成(東大阪市) JR高槻駅北雨水貯留施設整備完成(高槻市)	
	排水施設整備、改修、修繕	大阪府、大阪市、高槻市、枚方市、寝屋川市、門真市、門真市、東大阪市 等		門真守口増補幹線完成(大阪府) 川俣処理区合流管渠整備(柏原西排水区)完成(柏原市) 山崎雨水幹線完成(島本町)	
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画・居住誘導	高槻市、枚方市 等	居住誘導区域見直し及び防災指針策定 (高槻市)		
	家屋の耐水化啓発	高槻市 等			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	避難確保計画策定支援	大阪市、高槻市、枚方市、摂津市 等	要配慮者利用施設の避難確保計画策定 (枚方市内の施設)		
	ハザードマップ作成、防災教育、避難訓練 等	大阪市、吹田市、高槻市、枚方市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、島本町 等	SOS避難メソッド等を掲載した防災ブック作成 (摂津市)		
	防災気象情報の改善	大阪管区气象台			
	広域アクションプラン(ゲリラ豪雨対策)	環境省、大阪府 等	アクションプラン策定		

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

# 緊急自然災害防止対策事業債について

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業債」を創設（事業期間は、平成31・32年度の2か年）。

## 対象事業

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で実施する防災インフラの整備事業

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

## 財政措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

## 【参考】対象事業（例）

○小規模河川の護岸改修



○山腹斜面の法面对策



○ため池の堤体補強工事



事務連絡  
令和3年4月1日

各都道府県河川関係所管課  
各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各指定都市河川関係所管課  
各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理・国土保全局治水課  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室  
総務省自治財政局調整課  
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における  
河川に係る事業の取扱いについて（周知）

令和3年度地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

○河川改修

- ・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事

業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修

- ・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費 4 億円未満の準用河川に係る河川改修

○ 普通河川に係る河川改修

○ 雨水貯留浸透施設の整備

- ・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない 500 m<sup>3</sup>未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000 m<sup>3</sup>未満の容量の溜め池の整備

○ 二線堤の築造

- ・ 洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画に位置付けのない二線堤の築造

イ ダムに関する事業

○ ダムに係る改良等

- ・ 総事業費が概ね 10 億円未満の洪水吐、ゲート等洪水放流設備及び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設改良等

- ・ 総事業費が概ね 4 億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、ダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良（ダム周辺設備の新設を含む）及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等

- ・ 総事業費が概ね 1.5 億円未満のダム直下の河道改良工事等

- ・ 総事業費が概ね 1.5 億円未満の貯砂ダム等の設置工事等

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中（令和 3 年度に策定予定）の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和 4 年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えることができるものとする。

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

- ・ 流域に関する対策（例：防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設の整備等）等）

- ・ 準用河川に係る河川改修
  - ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- イ ダムに関する事業
- ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- (3) 財政措置  
充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%
- (4) 事業期間  
令和 3 年度から令和 7 年度

## 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- (1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を經由して行う。

（お問合せ先）

<事業の実施に関すること>

（河川に係る事業（ダム事業を除く））

国土交通省水管理・国土保全局治水課  
課長補佐 内田、流域治水企画係長 片淵  
TEL:03-5253-8455（内線 35583）

（ダム事業）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室  
課長補佐 小平、ダム管理係長 中久木  
TEL:03-5253-8449（内線 35492、35494）

<事業債の制度に関すること>

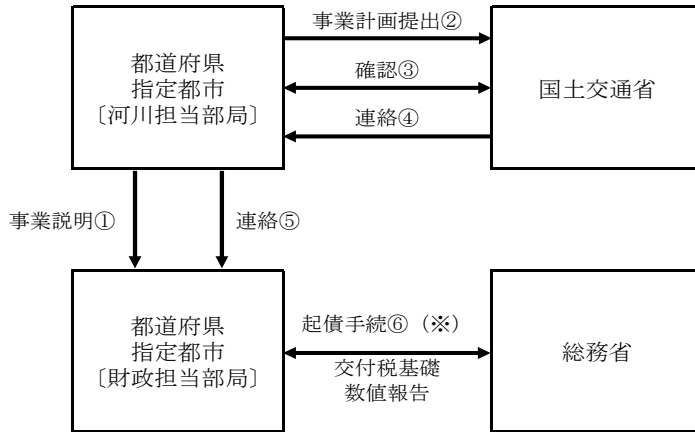
総務省自治財政局地方債課 三井  
TEL:03-5253-5629（直通）



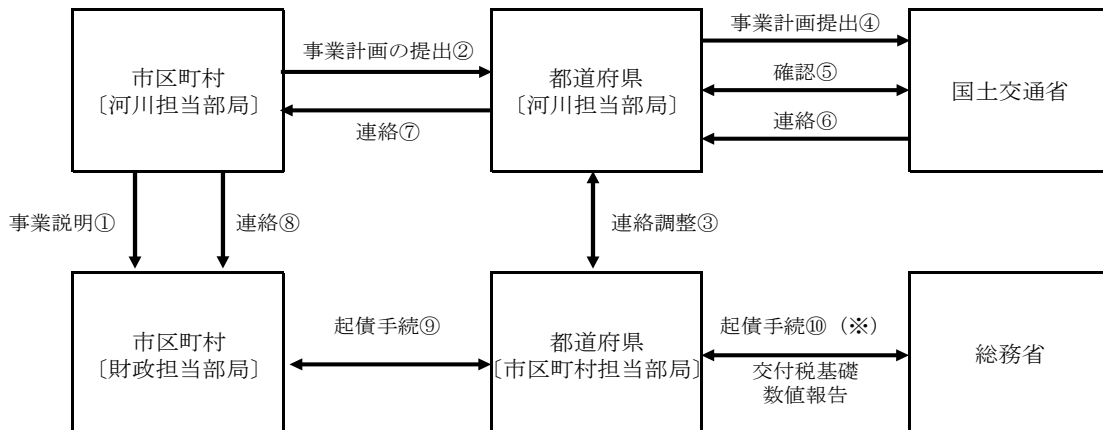
(別紙)

### 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手續

#### 【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



#### 【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

## 緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

### 1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- ※ 1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※ 2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※ 3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

### 2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

### 3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

### 4. 事業費

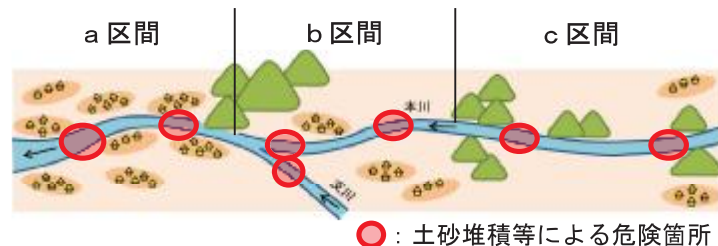
900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

#### 【河川の区間区分（イメージ）】



#### 【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
  - b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
  - c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
- ※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

## 緊急浚渫推進事業の対象事業について

### 各分野の個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた浚渫が対象

#### 【各分野共通の取扱い】

- 対象経費は、土砂等の除去・樹木伐採に係る費用(設計費を含む)、付帯工事費(仮設道路の設置等)、土砂等の運搬・処理費
- 個別計画には、浚渫の実施箇所や目標等を記載。ただし、個別計画に替えて、同様の事項を記載した「堆積土砂管理計画(仮称)」の策定でも可(都道府県(指定都市)は計画期間内に個別計画の策定・改定が必要)
- 初年度の令和2年度は、個別計画に位置付ける(又は「堆積土砂管理計画」(仮称)を策定する)前に着手した浚渫も対象(令和2年度中の位置付け(又は策定)が必要)

分野	実施箇所等を記載する個別計画	対策の優先順位の基準(実施箇所・目標の設定の考え方)
河川	<p>【都道府県・指定都市】(一級・二級河川) 河川維持管理計画</p> <p>【市町村】(準用河川・普通河川) 堆積土砂管理計画(仮称)</p> <p>※ 河川維持管理計画の策定は任意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 河川について、氾濫形態、河川背後地の状況、河道特性等による影響度を考慮し、原則的に、A)維持管理上特に重要な区間、B)維持管理上重要な区間、C)A、B以外の区間に区分</li> <li>▪ 区間区分や堆積土砂率等に応じて実施区間を優先順位付け(例:「重点」「優先」)し、河道の流下能力等の確保のための目標(例:堆積土砂率)を設定</li> </ul>
ダム	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 洪水調節容量の余裕(20%等)に対する堆砂率が概ね15%以上の堆積土砂が存在するダムを優先的な実施箇所とし、堆積土砂を概ね15%未満にすることを目標として設定</li> </ul>
砂防	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 砂防設備(砂防堰堤や溪流保全工等)について、保全対象(人家、公共施設等)や避難場所の状況等による影響度を考慮し、原則的に、A)特に甚大な被害が想定される箇所、B)甚大な被害が想定される箇所、C)A、B以外の箇所に区分</li> <li>▪ 設備区分や堆積土砂率等に応じ、実施箇所を優先順位付け(例:「重点」「優先」)し、計画捕捉量等の確保のための目標(例:堆積土砂率)を設定</li> </ul>
治山	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 山地災害危険地区(※)に存する治山施設のうち、計画勾配を超える土砂が堆積した治山施設を優先的な実施箇所とし、堆積土砂を計画勾配の水準にすることを目標として設定</li> </ul> <p style="text-align: right;">※ 地質や地形等から山地災害による保全対象への被害の恐れがある地区</p>

# 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）について

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充（平成31年度から橋梁、都市公園施設等を追加。事業期間は、平成29～33年度の5か年）。

## 対象事業

### 【公共用建築物】

- ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

### 【社会基盤施設】

- ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下等の事業）

（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）  
（下線部分を平成31年度から拡充）

## 財政措置

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

### 【参考】対象事業（例）

○道路（舗装の表層に係る補修）



○道路（橋梁の修繕）



○都市公園施設（テニスコートの改修）



令和3年5月10日 公布  
施行：公布から3ヶ月又は6ヶ月以内

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちと暮らしをまもる  
防災減災

令和3年2月2日  
水管理・国土保全局  
都 市 局

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」  
(流域治水関連法案) を閣議決定

～流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を実現します！～

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」(流域治水関連法案)が、本日、閣議決定されました。

## 1. 背景

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、以下を内容とする「流域治水関連法案」を整備することとします。

## 2. 改正案の概要

### (1) 流域治水の計画・体制の強化

- ・流域治水の計画を活用する河川を拡大
- ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

### (2) 氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会の創設
- ・下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け
- ・沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設
- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全
- ・認定制度や補助等による自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備支援 等

### (3) 被害対象を減少させるための対策

- ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設
- ・防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
- ・災害時の避難先となる拠点の整備推進
- ・地区単位の浸水対策の推進 等

### (4) 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大
- ・要配慮者利用施設の避難計画に対する市町村の助言・勧告制度の創設
- ・国土交通大臣による災害時の権限代行の対象拡大 等

### 【問い合わせ先】

- 水管理・国土保全局水政課 米田、山田狩、降旗  
代表番号 03-5253-8111 (内線：35-228)  
直通番号 03-5253-8439 FAX番号 03-5253-1601
- 都市局都市計画課 安江、船岡  
代表番号 03-5253-8111 (内線：32-624)  
直通番号 03-5253-8409 FAX番号 03-5253-1590

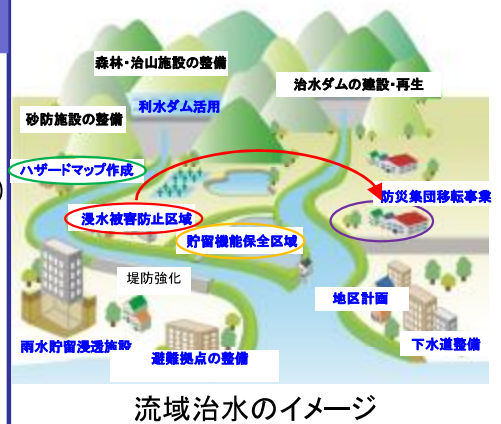
背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化  
 ○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算  
 (20世紀末比)  
 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法案**」を整備する必要

法案の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
  - ー 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
  - ー 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
  - ー 協議結果を**流域水害対策計画**に位置付け、確実に実施



2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
  - ー **利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)
  - ー **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
  - ー 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
  - ー **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
  - ー **都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有する**グリーンインフラ**として活用
  - ー **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
  - ー **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
  - ー **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
  - ー **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ー 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ー 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- ー 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

## 次期（令和4年度以降）協議会に向けた今年度のスケジュール（案）

- 概ね5年間（H30～R3）で実施する防災・減災に係る取組みが令和3年度で終了
- 令和3年度中に、令和4年度以降の取組み方針・具体的な取組み事項と目標等を協議・検討
  - ⦿ 令和3年度までに達成された項目・達成が遅れている項目の整理、各構成員への意見照会の実施

令和3年度	作業内容
4月下旬	令和3年度 行政WG
5月	令和3年度 水防災連絡協議会 ⇒ 令和2年度末時点の取組状況の確認
6月～10月	R3年度中の概ねの取組状況を確認・整理（R4以降の具体的な取組の抽出）【事務局】
11月	中間行政WG <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね5年間（H30～R3）の取組内容の達成状況の確認（R4以降の具体的な取組の抽出）</li> <li>・R4年度以降の取組内容（素案）確認</li> </ul>
12月	素案に対する構成員への意見照会
1月～3月	R4年度以降の取組内容（案）とりまとめ・作成
令和4年度5月	水防災連絡協議会での承認を経て、R4年度以降の取組み内容決定

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要 内閣府(防災担当)

## 趣 旨 別添 1

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

### 改正内容

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

##### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

###### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート  
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

###### <対応>

**避難勧告・指示を一本化**し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

###### 2) 個別避難計画 (仮称) (※) の作成

※ 避難行動要支援者 (高齢者、障害者等) ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

###### <課題>

避難行動要支援者名簿 (平成25年に作成義務化) は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者 (65歳以上) が占める割合  
令和元年東日本台風：約65%      令和2年7月豪雨：約79%

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約12%  
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約50%

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

###### 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難 (広域避難) させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

##### ②災害対策の実施体制の強化

- 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置 (※)  
※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置
- 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

#### 2. 内閣府設置法の一部改正

##### 内閣府における防災担当大臣の必置化

#### 3. 災害救助法の一部改正

##### 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

### 目標・効果

#### ○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

閣議決定：令和3年3月5日      施行期日：公布から1ヶ月以内の政令で定める日



# 防災気象情報の伝え方の改善策と取組

\* 本資料に記載している内容について不明な点等ございましたら、大阪管区気象台予報課までお問合せください。

必要であれば訪問等により解説を行うこともできますので、よろしくお願いします。

2021年 5月  
大阪管区気象台

気象庁は、「防災気象情報の伝え方に関する検討会」を開催し、防災気象情報の伝え方について課題を整理し、これを受けて、気象庁は毎年度、様々な改善を行っています。

令和2年度は、令和2年7月豪雨や令和2年台風第10号での新たな課題を踏まえて、今後の改善策及び中長期的に検討すべき事項についてとりまとめました。（令和3年4月28日）

今回は、令和2年度に実施した防災気象情報の改善事項と令和3年度に実施する取組についてお知らせします。

\*「防災気象情報の伝え方に関する検討会」で取りまとめられた以外の改善事項も掲載しています。\*すべての改善事項を掲載しているわけではありません。\*ここに記載している実施予定日は資料作成時のもので後日変更になることがあります。

# 令和2年度の防災気象情報の改善の取組 その1

## 大雨特別警報（土砂災害）の発表指標の改善

特別警報の発表事例の検証から、特別警報が、何らかの災害がすでに発生しているという、警戒レベル5相当の状況に一層適合するように、災害との結びつきが強い「指数」を用いた新たな指標を導入  
 （令和2年7月より全国的に運用開始）

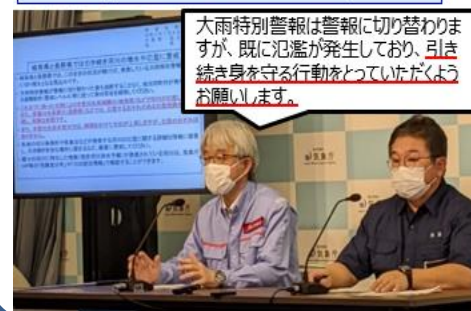


## 大雨特別警報の警報等への切替後の河川氾濫への注意喚起

大雨特別警報解除後の注意喚起のため、水管理・国土保全局と気象庁の合同会見を実施するとともに、河川氾濫に関する情報を発表することとした。（令和2年出水期より実施）

水管理・国土保全局と気象庁との合同記者会見

河川氾濫に関する情報（球磨川の例）



熊本県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わりましたが、球磨川では今後氾濫に警戒が必要です。

熊本県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わりましたが、球磨川の洪水はこれから警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

球磨川 では、 氾濫発生情報（警戒レベル相当情報）を発表中です。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
球磨川	球磨川(球磨川町)	氾濫発生中	水位上昇中、まもなく最高水位
球磨川	球磨川(球磨川町)	氾濫発生中	水位は暴落し
球磨川	球磨川(球磨川町)	氾濫発生中	水位は暴落し
球磨川	球磨川(球磨川町)	氾濫発生中	水位は暴落し
球磨川	球磨川(球磨川町)	氾濫発生中	水位は暴落し
球磨川	球磨川(球磨川町)	氾濫発生中	水位は暴落し
球磨川	球磨川(球磨川町)	氾濫発生中	水位は暴落し
球磨川	球磨川(球磨川町)	氾濫発生中	水位は暴落し

## 大雨特別警報と警戒レベルの関係を明確化

大雨特別警報に警戒レベル3相当と警戒レベル5相当があるのはわかりにくいとの意見があった。

- ✓ 台風等を要因とする大雨特別警報を見直し、雨を要因とする大雨特別警報に一元化（令和2年8月～）



台風等を要因とする大雨特別警報は発表しない

## 特別警報を待ってはならないことを伝える

- ✓ 会見等において、特別警報を待ってから避難するのでは命にかかわる事態になるという「手遅れ感」が伝わる呼びかけを実施

（令和2年出水期～）

「特別警報が発表されてから避難するのでは手遅れとなります。」

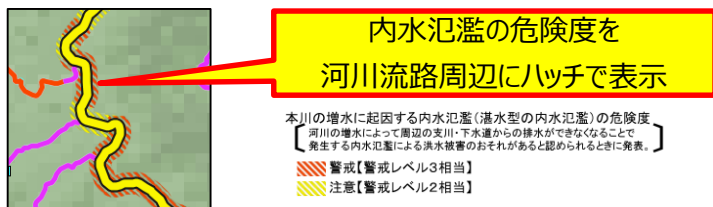


# 令和2年度の防災気象情報の改善の取組 その2

## 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の表示改善

河川の増水により下流の支川において本川からの逆流による氾濫が発生したが、「危険度分布」で「湛水型の内水氾濫」の危険度を適切に表現できていなかった。

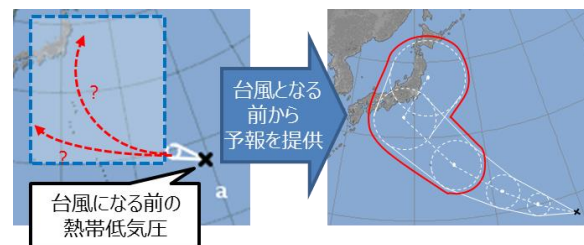
- ✓ 洪水警報の危険度分布において本川流路にハッチ表示  
(令和2年5月～)
- ✓ 雨が降ってなくても、バックウォーターによる支川氾濫の危険度の高まりについて自治体に連絡 (令和2年6月～)



## 暴風災害に対する呼びかけ改善

暴風災害に対する強い危機感が、自治体や住民に対して十分に伝わっていなかったのではないかと。

- ✓ 暴風により起こり得る被害・取るべき行動の解説  
(令和2年出水期～)
- ✓ 台風が発達する見込みの熱帯低気圧の予報を5日先まで延長  
(令和2年9月～)



## 広報強化

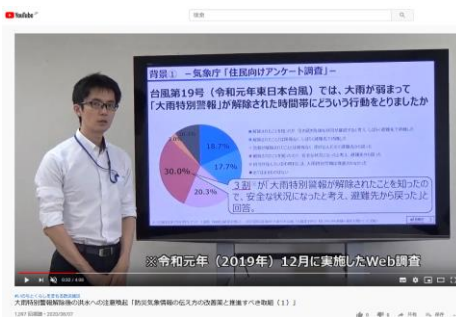
- ✓ 東京消防庁のボウサイ島（あつまれ どうぶつの森）とのコラボ
- ✓ 気象庁Youtubeに広報用動画掲載



## Web講習形式の動画を配信

新型コロナウイルス対策により通常の講習会等開催による周知が難しいことを踏まえ、Web講習形式の動画で、自治体や気象キャター等を対象に今後の気象庁の取組等について説明を実施し、利活用を促進。

- ✓ 「防災気象情報の伝え方に関する検討会」の報告書を受けた今後の気象庁の取組等について説明  
(令和2年8月7日より実施)



## 主な取組の紹介

1. キキクル（危険度分布）通知サービスの細分化
2. 記録的短時間大雨情報の改善
3. 警戒レベルと対応した高潮警報等に改善
4. 大雨特別警報の新たな発表指標（土砂災害）
5. 顕著な大雨に関する情報（線状降水帯に関する情報）
6. 降雨や暴風等によって起こりうる災害の解説を一層強化
7. 防災気象情報と警戒レベルとの対応
8. 警戒レベル相当情報の理解の促進

# キキクル通知サービスの細分化について

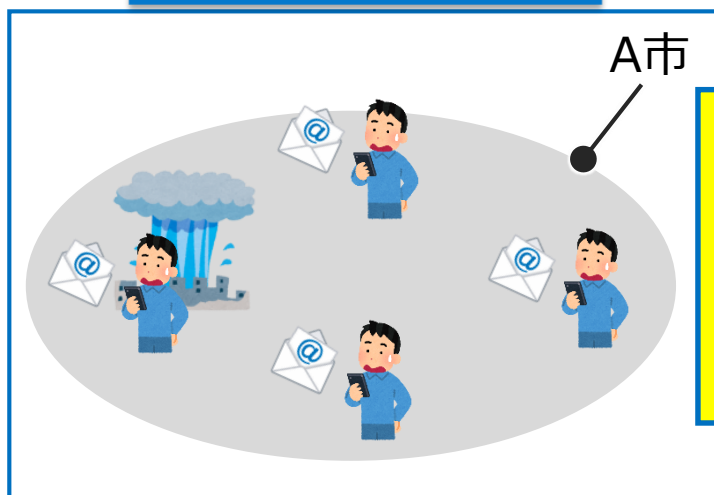
【令和3年6月3日実施予定】

- 住民の自主的な避難の判断によりつながるよう、「危険度分布」の通知サービスについて、政令指定都市については、よりきめ細かい区単位でも通知を開始。（令和3年度出水期前を目途に実施）

## 改善の方向性（案）

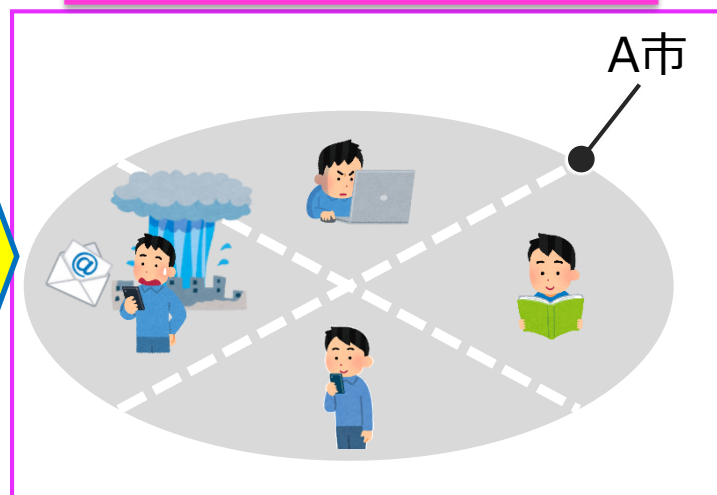
- 危険度通知サービスの通知単位の細分化も含めた検討。 **今回の改善**
  - ✓ 政令指定都市については、よりきめ細かい区単位でも通知を開始。
  - ✓ 併せて、1kmメッシュの「危険度分布」そのものを活用した、きめ細かな通知についても促進。
  - ✓ 市町村における避難勧告の発令単位の検討に気象台も積極的に協力し、準備が整った地域から発令単位等に合わせて市町村をいくつかに分けた通知を開始。（中長期的に検討を進める）

### 現状



市町村の避難勧告の  
発令単位等に合わせて  
市町村をいくつか  
細分した通知の提供に  
向けて検討を進める

### 改善後のイメージ（案）



# 記録的短時間大雨情報の改善

【令和3年6月3日実施予定】

- 記録的短時間大雨情報は、大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを伝えることで、どこで災害発生の危険度が高まっているかを「危険度分布」で確認し、自主的な安全確保の判断を促すもの。
- 記録的短時間大雨情報を、当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっている場合にのみ発表することで、災害発生の危険度が急激に上昇し、速やかな安全確保が必要な状況となっていることを適切に伝えられるように改善。

## これまで

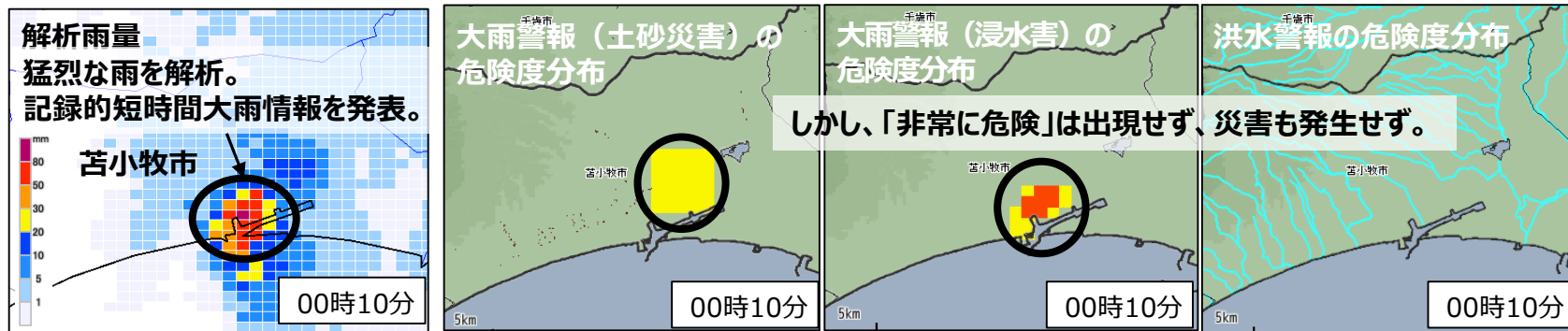
大雨警報を発表中に、記録的短時間大雨情報の基準に到達したときに発表。

災害発生と結びつきが強い情報に改善

## 改善後

危険度分布で「非常に危険」（警戒レベル4相当）以上が出現し、記録的短時間大雨情報の基準に到達したときにのみ発表する。

### 令和元年11月12日の胆振地方の例



「危険度分布」の危険度を発表条件に加えることで、災害発生の危険度が急激に上昇し、速やかな安全確保が必要な状況となっていることが伝わるように改善。

# 警戒レベルと対応した高潮警報等に改善

【令和3年6月3日実施予定】

- 自治体や住民が高潮警報のみで避難が必要とされる警戒レベル4に相当しているかを判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える可能性が高い注意報」は高潮警報として発表するよう改善。

- 高潮災害からの避難は、潮位が上昇する前に暴風で避難できなくなるため、高潮警報のみでは判断できず、暴風警報も考慮した判断が必要とされている。
- 高潮警報のみで、避難勧告（警戒レベル4）を発令する目安に到達しているかどうか判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える注意報」は高潮警報として発表する。

## 平成30年台風第21号の例

大阪市		今後の推移 (■ 警報級 □ 注意報級)									
発表中の警報・注意報等の種別		4日					5日				
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9
大雨	1時間最大雨量 (ミリ)	0	0	40	70	70	40				
	(浸水害)										
	(土砂災害)										
暴風	風向風速 (矢印・メートル)	陸上	12	14	20	35	35	18	15	12	12
		海上	15	18	25	40	40	23	20	15	15
波浪	波高 (メートル)	1.5	2	3	4	4	2.5	2.5	1.5	1.5	
高潮	潮位 (メートル)	0.4	0.4	0.8	2.8	2.8	2.2	1.5			

高潮警報のみで避難勧告を発令する目安に到達しているか判断できるよう、暴風警報発表中の「高潮警報に切り替える可能性が高い注意報」は、高潮警報（警戒レベル4相当）として発表する。



発表中の警報・注意報等の種別		4日					5日				
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9
大雨	1時間最大雨量 (ミリ)	0	0	40	70	70	40				
	(浸水害)										
	(土砂災害)										
暴風	風向風速 (矢印・メートル)	陸上	12	14	20	35	35	18	15	12	12
		海上	15	18	25	40	40	23	20	15	15
波浪	波高 (メートル)	1.5	2	3	4	4	2.5	2.5	1.5	1.5	
高潮	潮位 (メートル)	0.4	0.4	0.8	2.8	2.8	2.2	1.5			

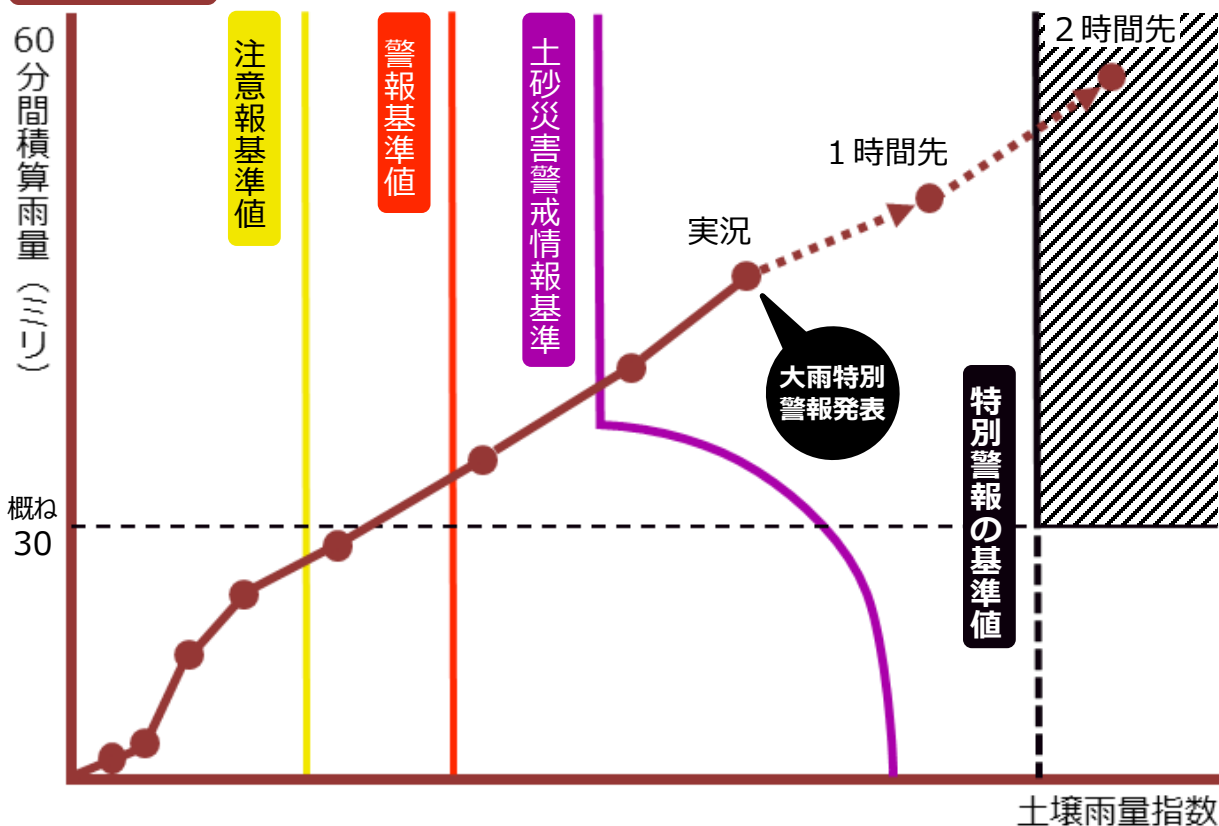
高潮からの避難が必要な状況であることがより明確に伝わるようになり、より安全なタイミングで住民が避難することが可能に。



# 大雨特別警報の新たな発表指標（土砂災害）

多大な災害が発生した時間帯の指数の値を新たな発表指標における基準値とする。

## イメージ図



## 基準値の設定に用いる災害

### 土砂災害警戒情報

→集中的に発生する急傾斜地崩壊及び土石流

### 大雨特別警報（土砂災害）

→多大な被害をもたらす土砂災害（大規模または同時多発的な土石流）

※ 特別警報の基準値は、警報・注意報の基準値と同様、定期的に見直しを検討することとする。

局所的な土砂災害を引き起こす溪流の広さを念頭に、危険度分布のもととなる指数の解析精度等も考慮して概ね10格子とする。

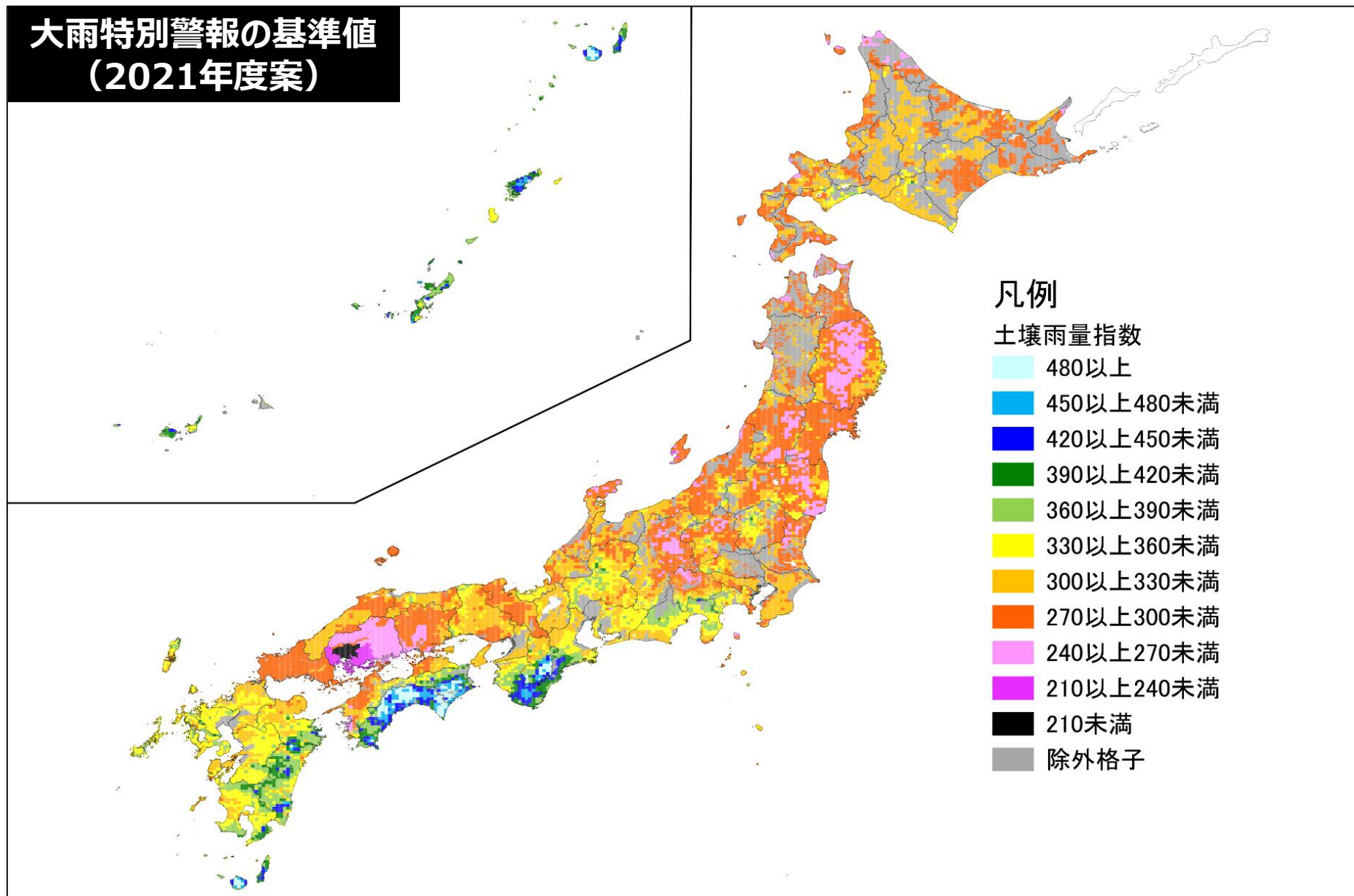
※ 1km格子が10個未満の島も発表対象となり得る（周囲の降雨状況等から総合的に判断）

多大な被害をもたらした現象に相当する基準値を設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、土砂災害発生に関係するような激しい雨\*がさらに降り続けると予想される場合、大雨特別警報を発表。

※ 10分間に概ね5ミリ以上（1時間に概ね30ミリ以上）の雨に相当。

# 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値

## 大雨特別警報の基準値 (2021年度案)



## 線状降水帯に関する情報のコンセプト

### ● 背景 ～なぜ始めるのか～

毎年のように線状降水帯による顕著な大雨が発生し、数多くの甚大な災害が生じています。この線状降水帯による大雨が、災害発生の危険度の高まりにつながるものとして社会に浸透しつつあり、線状降水帯による大雨が発生している場合は、危機感を高めるためにそれを知らせてほしいという要望があります。

### ● 位置づけ ～情報のコンセプト～

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

※ この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表します。

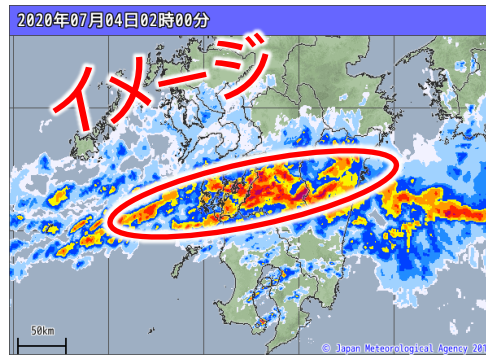
※ この情報により、報道機関や気象キャスター等が「線状降水帯」というキーワードを用いた解説がしやすくなることが考えられます。既存の気象情報も含めて状況を的確にお伝えすることにより、多くの方々に大雨災害に対する危機感をしっかり持っていただくことを期待します。

## 線状降水帯に関する情報のイメージ

### 顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

## 線状降水帯に関する情報を補足する 図情報のイメージ



○ 大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域

※ 「雨雲の動き」(高解像度降水ナウキャスト)の例。

- 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説できるように、顕著な大雨に関する情報の客観的な基準を設定。

※ なお、線状降水帯については専門家の間でも様々な定義が使われている。

## 顕著な大雨に関する情報の発表基準

1. 【雨量】解析雨量（5kmメッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km<sup>2</sup>以上
  2. 【雨量】1.の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）
  3. 【雨量】1.の領域内の最大値が150mm以上
  4. 【危険度】大雨警報(土砂災害)の危険度分布において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壤雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水警報の危険度分布において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過
- （内閣府SIPと連携して発表基準を検討）

※ 上記1～4すべての条件を満たした場合に発表する。

※ 再度基準を超過したときに情報発表を抑止する期間は3時間とする。

※ 運用開始後も、利用者からの意見も踏まえつつ、必要に応じて発表条件の見直し、精度検証を実施するとともに、情報の意味の周知徹底・利活用促進を図りながら、継続的に情報改善に努める。

### （参考）予報用語における線状降水帯の定義

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域。

➤ 「特別警報級の台風」という表現を使用する場合は、大雨や暴風等によってどのような災害が想定されるのかがより伝わるよう解説を一層強化。

## 令和2年台風第10号時の暴風による災害の解説例

### ① 主な災害時に観測された風速と被害写真を例示



令和元年房総半島台風  
(経済産業省提供資料)



平成30年台風第21号  
(海上保安レポート2019より)



令和元年房総半島台風  
(気象庁職員撮影)

### ② 風速によって起こり得る災害を解説

平均風速 (m/s) おおよその時速	人への影響 走行中の車	屋外・樹木の 様子	建造物	おおよその 瞬間風速 (m/s)
20~25 ~約90km/h	何かにかまっていられないと立っていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	屋根瓦、屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレジブ小屋が移動、転倒する。	30
25~30 ~約110km/h			養生の不十分な仮設足場が崩落する。	40
30~35 ~約125km/h				
35~40 ~約140km/h	走行中のトラックが横転する。			
40~ 約140km/h~		多くの電柱のが壊れる。		

平均風速40メートル以上の表現も記述できないか、「竜巻等突風の強さの評定に関する検討会」でいただいた御意見を踏まえて検討中。

➡ 「特別警報級」の台風接近時に、降雨や暴風等によってどのような災害が想定されるのかがより伝わる資料を充実させる等、解説を一層強化する。

# 防災気象情報と警戒レベルとの対応

令和3年  
出水期

令和4年度  
以降

- 警戒レベル5に「災害の切迫」がある状況も含まれることに伴い、引き続き大雨特別警報を警戒レベル5相当として位置付け、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準例として「避難勧告等に関するガイドライン」に記載する。
- 令和4年度以降、新たな大雨特別警報の基準値への到達を示す「危険度分布」の「災害切迫(仮)」(黒)を警戒レベル5相当に位置付けるとともに、警戒レベル4が避難指しに一本化されることを踏まえ、「危険度分布」の警戒レベル4相当も「危険(仮)」(紫)に一本化する。

現在

レベル3相当

大雨・洪水警報

危険度分布：  
警戒

レベル4相当

土砂災害警戒情報

危険度分布：  
非常に危険

危険度分布：※1  
極めて危険 (土砂災害)

レベル5相当

(大雨特別警報) ※2※3

リードタイムなし。

予測で土砂災害警戒情報の基準等に到達

実況で土砂災害警戒情報の基準に到達

災害の切迫も含む。

令和3年出水期

改善案

レベル3相当

大雨・洪水警報

危険度分布：  
赤

レベル4相当

土砂災害警戒情報

危険度分布：  
紫

実況又は予測で土砂災害警戒情報の基準等に到達

レベル5相当

大雨特別警報※3

危険度分布：  
黒

【新設】  
新たな大雨特別警報の基準値に実況又は予測で到達。

令和4年度以降

※1 避難指し(緊急)の発令基準。技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討。

※2 市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※3 重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い。

- 市町村単位の警戒レベル相当情報（大雨警報等）が出されたら、地域の状況が災害の種類ごとに詳細に分かる情報（危険度分布、水害リスクライン等）を確認すること、避難情報が発令されていなくても住民が自ら避難行動をとる際の判断の参考としていただきたいことの周知を強化。

## 避難情報のポイント解説（内閣府）

市町村単位の警報等が発令されたら「危険度分布」で詳細を確認するよう解説。

避難勧告等と防災気象情報の発表タイミングは必ずしも一致しないことも解説。

**国土交通省・気象庁・都道府県から出される河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）**

■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう  
気象庁から市町村単位の警戒レベル相当情報\*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細に分かる情報（危険度分布）を確認してください。警戒レベル相当情報が高いことを示しています。住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される（危険度分布通知サービス）もありますので、ご利用ください。

■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう  
気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

レベル	住居がとるべき行動	避難場所	避難行動	避難場所
5	命を守るための行動	災害発生情報	5	避難行動
4	危険な場所から避難	避難勧告	4	避難行動
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難勧告（要請）	3	避難行動
2	危険な場所からの避難	避難勧告（要請）	2	避難行動
1	危険な場所からの避難	避難勧告（要請）	1	避難行動

## 令和2年台風第10号接近時の防災担当大臣から国民への呼びかけ（令和2年9月4日）

・・・そして、ご自宅ではなく、避難所や親戚・友人宅等への避難が必要と判断された場合は、避難勧告が出なくても、警報や土砂災害警戒情報の発表を踏まえ、少しでも危険を感じれば、躊躇せずに早めに避難を行ってください。 高齢者や障がい者などの要配慮者については、特に避難に時間を要することから、早めの避難をお願いします。

<http://www.bousai.go.jp/r2typhoon10.html>

**台風接近時等  
効果的なタイミングで周知を実施**

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

「防災気象情報の伝え方に関する検討会」の内容については気象庁ホームページで公開しています。

以下のアドレスでご確認ください。

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentoukai/tsutaekata/tsutaekata\\_kentoukai.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/shingikai/kentoukai/tsutaekata/tsutaekata_kentoukai.html)